

**デジタル技術を活用した効率的・効果的な
住民基本台帳事務等のあり方に関する
ワーキンググループ（第1回）**

事務局提出資料

令和7年4月 総務省

ワーキンググループにおける主な検討内容

人口減少下で市町村の経営資源が制約されていく状況を踏まえ、デジタル技術の活用により、住民基本台帳やマイナンバーカード等に係る市町村の事務負担を軽減することで、住民サービスの維持・向上に繋げるための方策について幅広く議論を行う。

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

- 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策
- マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策
- 住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

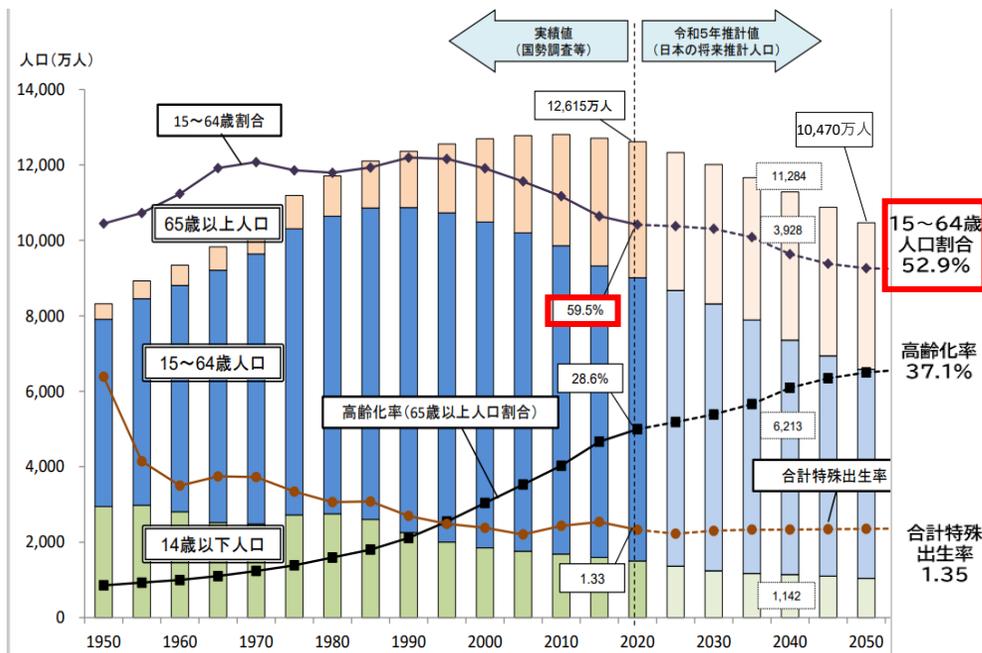
2. 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策

1. 「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」における議論の状況
2. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連制度の概要
3. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策
 - (1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策
 - (2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策
 - (3) 住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策
4. 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策
5. ワーキンググループの進め方（案）

将来の人口推計

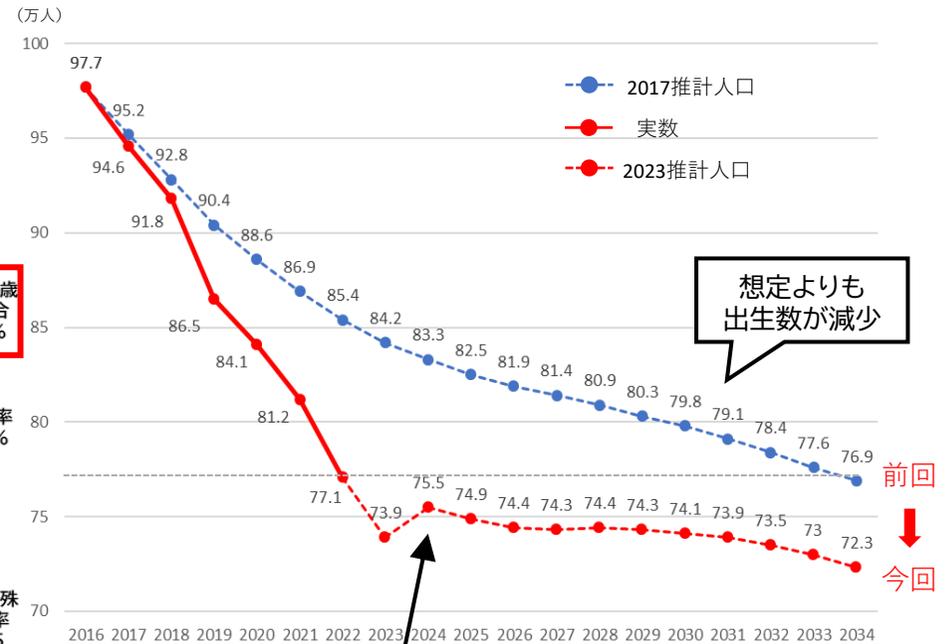
- 日本の人口は、2023年時点の推計で、2020年(12,615万人)から**2050年(約10,470万人)**にかけて**約2,150万人減少**する見込みであり、生産活動を中心となって支える**15～64歳の人口割合は、約7%減少し52.9%**となる見込み。
- **出生数は想定を上回るペースで減少**しており、今後、**労働の中核的な担い手が急速に減少**することが見込まれる。

■日本の将来人口推計(実績と推計)



(備考)「第3回社会保障審議会年金部会」資料を一部加工

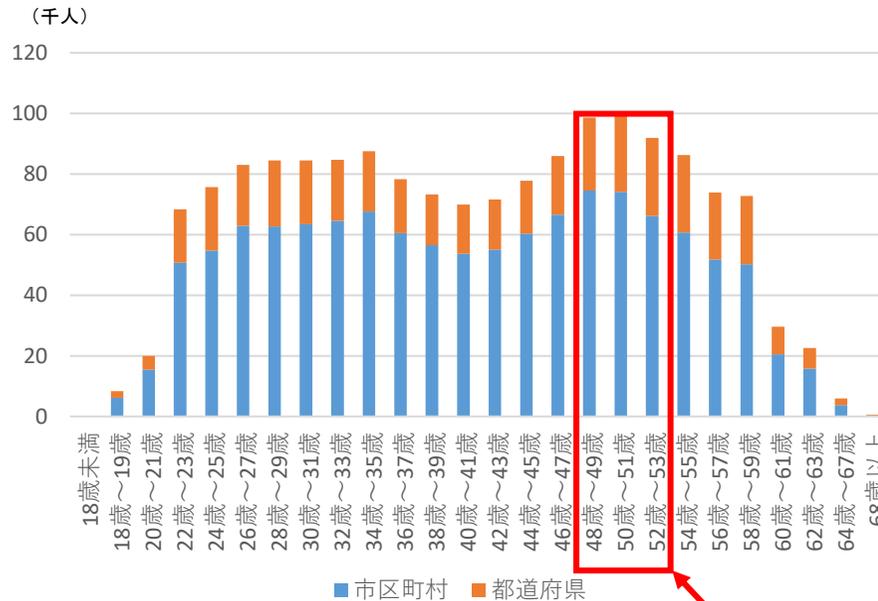
■日本の出生数の動向(実績と推計)



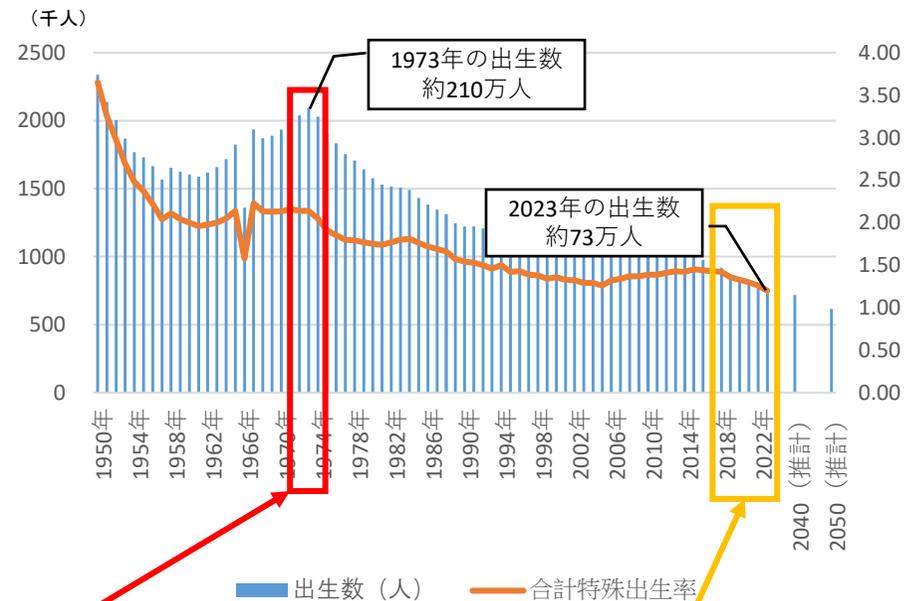
2024年上半期の出生数は約33万人にとどまり、**年間70万人を下回るペース**

○ 地方公務員数は団塊ジュニア世代が相対的に多く、山となっているが、**2040年頃には団塊ジュニア世代が退職する一方、入庁が見込まれる20代前半となる者の数は団塊ジュニア世代の3分の1程度となる見通し。**

都道府県及び市町村の年齢別職員数（2023年）



出生数と合計特殊出生率の推移



団塊ジュニア世代

団塊ジュニア世代が定年退職後に20代前半となる層

(出典) 総務省「令和5年地方公務員給与実態調査」

(出典) 2023年までは厚生労働省「人口動態統計」、2040年及び2050年の出生数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」における出生中位・死亡中位仮定による推計値

- **デジタル技術の活用**は、システム処理が可能な業務を中心に、**各行政分野での事務処理上の課題対応に効果的**。
 - ・ **小規模団体を含めデジタル技術を活用**した事務執行を可能にするため、**都道府県・市町村の連携によるDX推進体制**や都道府県における**デジタル人材のプール**の構築を進めるとともに、**システムの調達やセキュリティの確保**についても、**国・都道府県が積極的な役割**を果たす必要があるのではないか。
 - ・ 個別団体による事務処理を前提とした**システムの標準化・共通化**に加え、本研究会での議論を踏まえると、事務の種類に応じ、**事務処理の広域化・全国化を前提としたシステムの共通化**も検討が求められるのではないか。
 - ・ 併せて、このような取組を進めてもなお残る各市町村における**日常的なデジタル関係業務**に的確に対応できるよう、**人材育成**や**市町村間連携**による対応も必要ではないか。

【業務の概況】

- 地方公共団体の情報システム等については、必要性や効率性の観点から、**地方公共団体の基幹システムの標準化をはじめとした共通化・集約化等の取組が一定程度進展**してきた。
- 共通化・集約化等が更に進んだとしても、情報システムは各業務の基盤となるものであり、**各地方公共団体ごとに日常的に対応する職員の必要性は残る**（日常的なインシデント対応、ネットワークや機器の運用・管理といった集約化が難しいものも含め、多岐に渡る業務が存在。）。
- 一方で、「**1人情シス**」となっている**小規模団体**が一定数存在し、そうした団体では**情報システム関連業務への対応が一層困難になっていく**と想定（人口5万人以下の団体においては「1人情シス」（情報システム担当部局の担当者が1人以下）が211団体/1,215団体。）。

【課題解決に向けた取組】

<情報システム等の共通化・集約化等>

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づくシステム標準化に向けた取組（対象20業務のシステム仕様書を標準化）
- デジタル行財政改革会議におけるシステム共通化に向けた議論
- 自治体セキュリティクラウド（インターネット回線を都道府県単位で集約し、監視・防御）

<都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築>

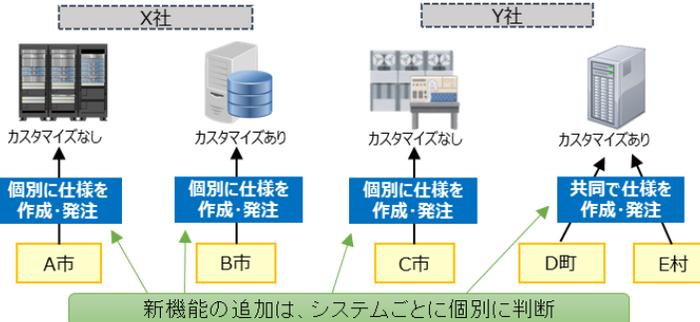
- 都道府県が外部デジタル人材を確保し、市町村を支援
- DX推進リーダーの育成（内部職員の活用）
- システムの共同調達

【既存の取組例のイメージ】

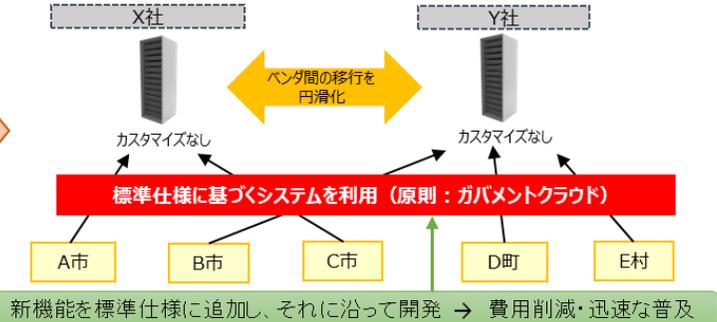
（システム標準化）

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



（都道府県による市町村支援のための外部デジタル人材の確保）

都道府県が確保

自治体DXアクセラレータ

- 全国で500人規模（予定）
- 一定の経験・資格を有する者について、総務省が任命し、デジタル庁と連携してスキルアップ等を継続的に支援

※常勤の場合、右記のとおり普通交付税措置の対象



（DX推進リーダーの育成（内部職員の活用））

A市

B町

C村

都道府県

内部職員の研修受講・資格取得

団体内でDXの中核を担うDX推進リーダーとして育成

<取組に当たっての課題>

- 団体ごとの状況に応じた日常対応が必要な情報システム関連業務については、一律的な省人化が困難（庁舎で対応する職員が必要。）。
- デジタル人材に対する官民の処遇の差等もあり、小規模団体では独自に人材確保することが困難。
- 専門性等に起因する他部局との間のコミュニケーションギャップ等により、潜在的なデジタル人材の育成・活用の機会が失われている可能性。
- DX対応をするに当たって直面する課題に対し、団体内のリソースだけでは効率的に解決することが困難。

1. 「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」における議論の状況
2. **住民基本台帳・マイナンバーカード関連制度の概要**
3. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策
 - (1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策
 - (2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策
 - (3) 住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策
4. 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策
5. ワーキンググループの進め方（案）

住民基本台帳制度の概要① ～住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）～

目的（第1条）

- 市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

住民基本台帳（第2章）

- 住民基本台帳は、国内に居住する日本国籍の者、日本に居住する外国人住民の氏名、生年月日、性別、住所等の事項を記載する帳簿（住民票）をもって構成される住民に関する記録を行う公簿。
- 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成。
 - （1）住民票の記載事項
氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、住民票コード、世帯情報（世帯主である旨、世帯主との続柄）、本籍、選挙人名簿への登録の有無、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者の資格に関する事項、児童手当の受給資格に関する事項等
 - （2）住民基本台帳を基礎として行う事務
選挙人名簿の登録、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者の資格の確認、児童手当の受給資格の確認、学齢簿の作成、生活保護、予防接種、印鑑登録証明 等
 - （3）住民基本台帳の一部の閲覧
市町村長は、国又は地方公共団体の機関から法令で定める事務の遂行のため請求があったとき、又は、個人又は法人が公益性が高いと認められる活動等を行うため申出があり、その申出が相当と認めるとき、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。
 - （4）住民票の写し等の交付
市町村長は、住民基本台帳に記録されている者又はその者と同一の世帯に属する者から請求があったとき、国又は地方公共団体の機関から法令で定める事務の遂行のため請求があったとき、又は、正当な理由がある者から申出があり、その申出が相当と認めるとき、住民票の写し等を交付することができる。
 - （5）除票
 - ・ 市町村長は、住民票を消除したとき、又は住民票を改製したときは、住民基本台帳から除いて別につづり、除票簿として保存。
 - ・ 除票には、住民票に記載をしていた事項のほか、住民票を消除した事由及びその事由の生じた年月日又は改製した旨及びその年月日を記載。
 - ・ 市町村長は、除票に記載されている者から請求があったとき、国又は地方公共団体の機関から法令で定める事務の遂行のため請求があったとき、又は、正当な理由がある者から申出があり、その申出が相当と認めるとき、除票の写し等を交付することができる。

住民基本台帳制度の概要② ～住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）～

戸籍の附票（第3章）

- 住所地で作成される住民票を本籍地で作成される戸籍に関連させ、住民票と戸籍の共通記載事項について、住民票の記載内容を戸籍の記載内容に一致させることにより、住民基本台帳の記録の正確性を確保するための帳票。
- 市町村長は、その区域内に本籍を有する者につき、戸籍を単位として、戸籍の附票を作成。また、戸籍の附票の全部を削除したとき、又は戸籍の附票の改製をしたときは、削除した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票をつづり、戸籍の附票の除票簿として保存。
- 戸籍の附票には、戸籍の表示、氏名、住所、住所を定めた年月日、出生の年月日、男女の別、住民票コードを記載。戸籍の附票の除票簿には、戸籍の附票に記載していた事項のほか、戸籍の附票を削除又は改製した旨及びその年月日を記載。
- 市町村長は、戸籍の附票に記載されている者等からの請求又は申出があったとき、戸籍の附票の写しを交付することができる。

届出（第4章）

- 住民としての地位の変更に関する届出は、全てこの章及び第4章の3に定める届出によって行う。
 - (1) 転入届（新たに市町村の区域内に住所を定める場合に行う届出）
 - (2) 転居届（一の市町村の区域内において住所を変更する場合に行う届出）
 - (3) 転出届（市町村の区域外に住所を移す場合に行う届出）
 - (4) 世帯変更届（住所の異動を伴わずに属する世帯又は世帯主に変更があった場合に行う届出）

本人確認情報の処理及び利用等（第4章の2）、附票本人確認情報の処理及び利用等（第4章の3）

- 市町村・都道府県・地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）を専用回線で結んでネットワーク化し、住民基本台帳に記録されている本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日、マイナンバー、住民票コード及びその変更情報）により、電子的に全国共通の本人確認ができるシステム（住民基本台帳ネットワークシステム）及び附票本人確認情報に係る附票連携システムを構築。

外国人住民に関する特例（第4章の4）

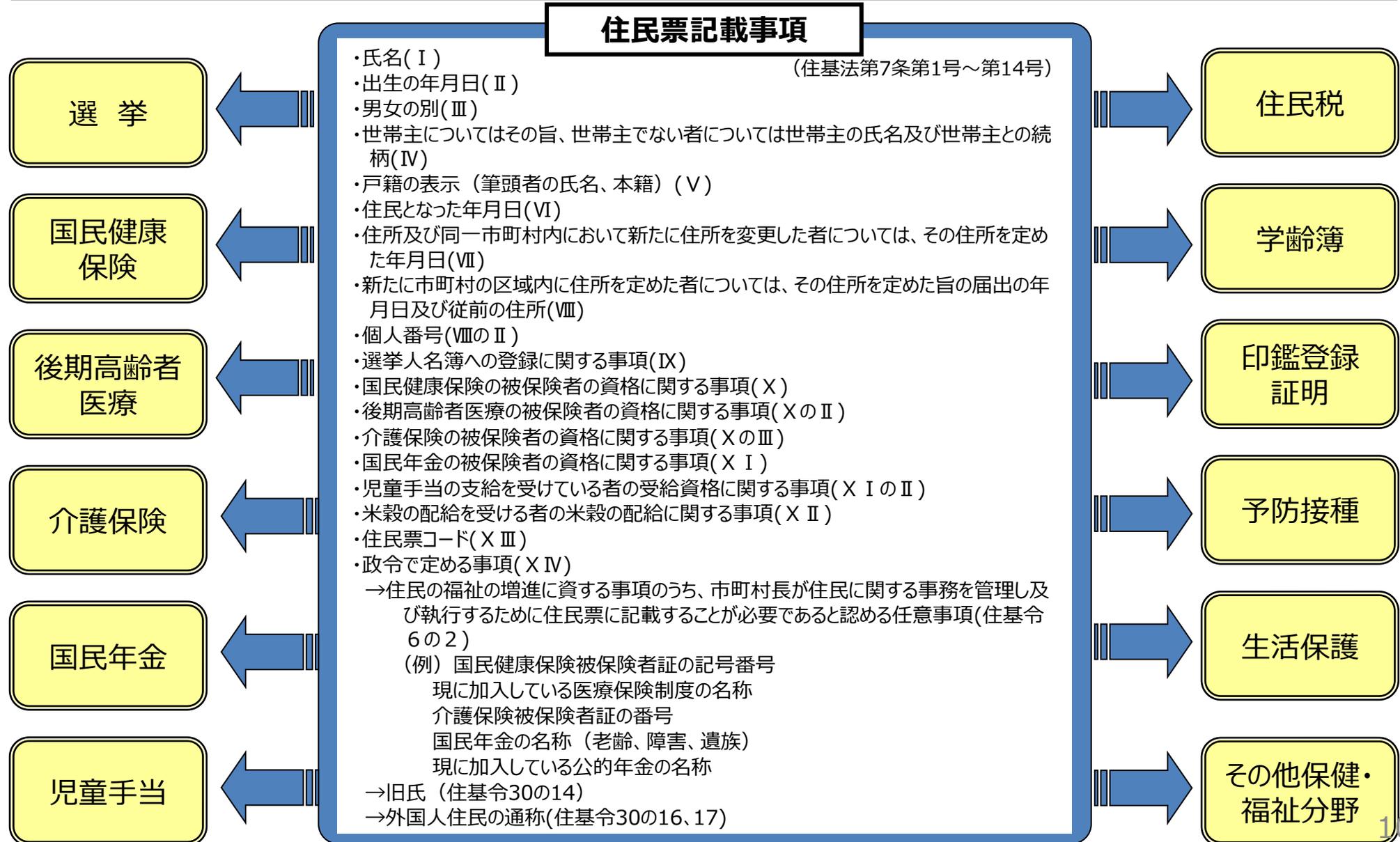
- 市町村の区域内に住所を有する中長期在留者、特別永住者等の日本国籍を有しない外国人住民に係る住民票の記載事項や住民としての地位の変更の届出の特例をまとめて規定。
<外国人住民に係る住民票への記載>
住民票記載事項（本籍、選挙人名簿への登録の有無等を除く。）のほか、国籍、外国人住民となった年月日、在留資格、通称 等

雑則（第5章）

- 市町村長は、定期に、又は必要があると認めるときはいつでも、住民票及び外国人住民に係る住民票に記載をすべき事項について、調査をすることができ、その調査に当たり、必要があると認めるときは、職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。
- 国の行政機関又は都道府県は、所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項又は除票に記載されている事項に関して、都道府県知事又は機構に対し、本人確認情報に関して、それぞれ資料の提供を求めることができる。

住民基本台帳と市町村の他の行政分野との連携

- 住民基本台帳は、**居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎**であるとともに、**住所に関する届出等の簡素化を図り**、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、**住民に関する記録を正確かつ統一的に行うもの**。



住民基本台帳 – 住民情報の正確な記録・行政機関の事務処理の基礎 –

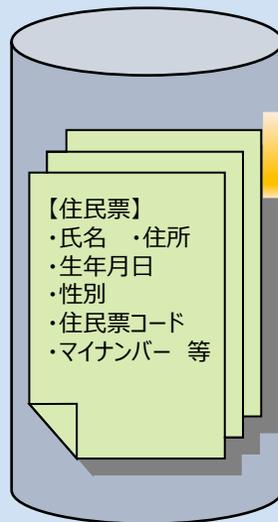
- 住民基本台帳への記載は、**転入・転居時に、市町村の窓口において対面での確認を行った上で行われる。**
- 住民基本台帳は、住民に関する事務処理の基礎となっており、選挙や税をはじめとして、様々な行政分野で利用される。**各行政機関は、住民基本台帳において、住民情報が正確に記録されていることを前提に、事務処理を行っている。**
- 本人確認書類である**マイナンバーカードには、住民基本台帳の情報（氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー）が記載される。**

住民基本台帳への記載



- 本人確認
- 居住実態の確認

住民基本台帳



行政機関における事務処理の基礎

選挙

税

国民健康保険

マイナンバー関連

...



マイナンバーカードの記載

住民票の写し (証明書としての利用)

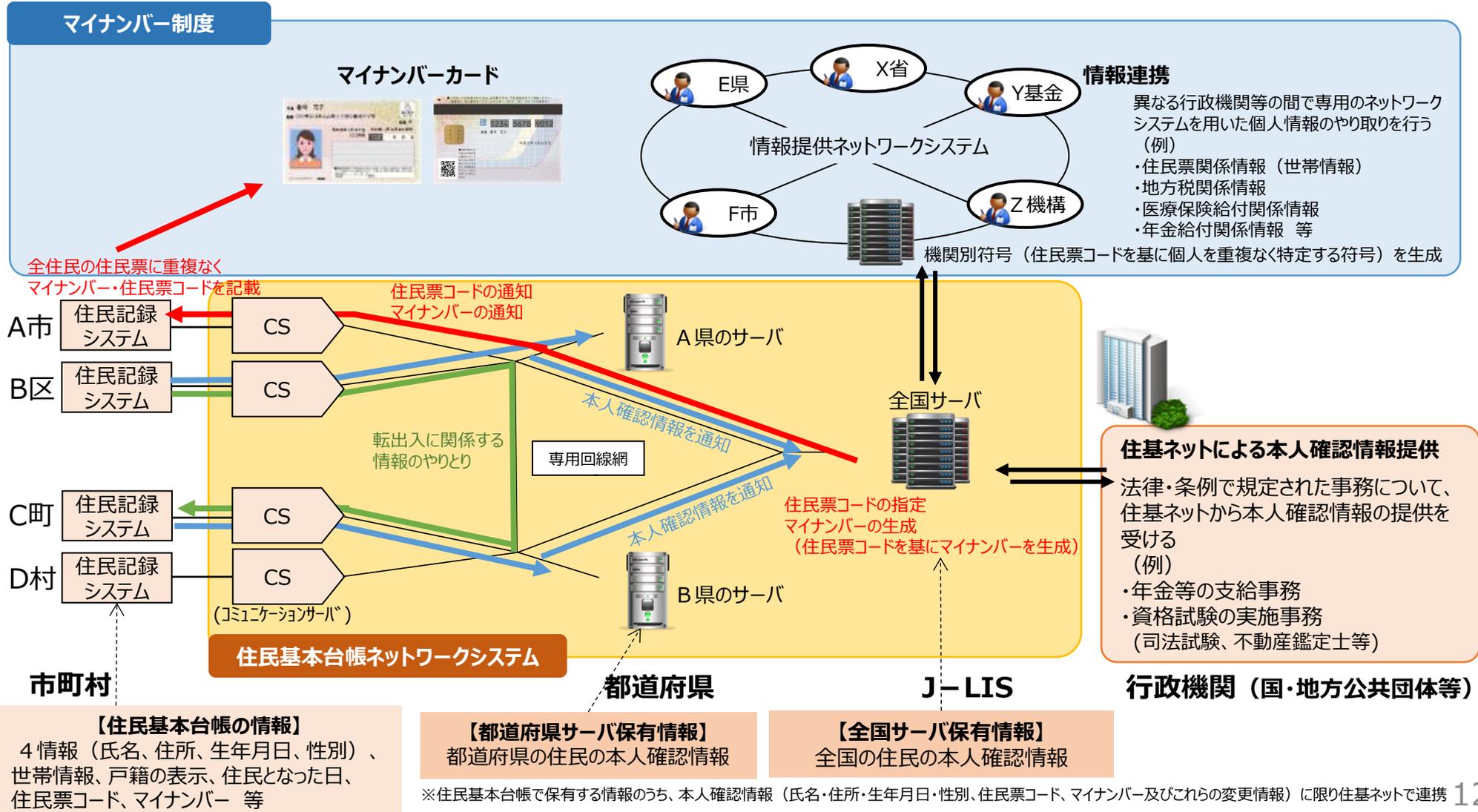


住民基本台帳の情報（氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー）が記載される

官民の各種手続きで利用される

住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）とマイナンバー制度

- ・ **住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）**は、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、**住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム**として構築されたもの。
- ・ **住基ネットは、マイナンバー制度の基礎となる重要なシステム**でもあり、全住民に重複なく指定される住民票コードは、マイナンバーや情報連携に用いる機関別符号の生成の基礎となっている。



マイナンバーカードについて①

- マイナンバーカードはマイナンバーが記載された顔写真付のカード（ICチップ付き）。
- 券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示され、**1枚でこれらの証明をすることができる身分証明書として利用が可能。**
- 本人の申請に基づき、**市区町村長が対面で厳格な本人確認を行った上で交付。**
- カードの**申請受付、発行業務等は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）**が実施。

マイナンバーカードの表面



- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

- **カードの有効期間が満了する日**
発行の日から10回目の誕生日、
ただし、18歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- **電子証明書の有効期間が満了する日**
発行の日から5回目の誕生日
- **追記欄**
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、
新しい情報が追記される

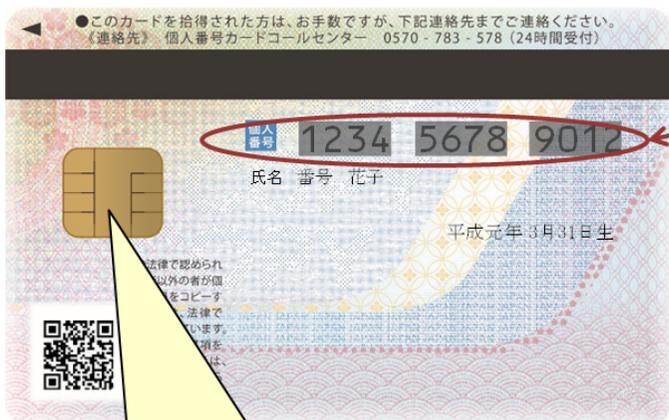
失効

- 海外に転出し、継続利用の手続を行わなかったとき
- 引っ越しの際、転出予定日からから30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- 引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- 死亡したとき

マイナンバーカードについて②

- マイナンバーカードの裏面には、マイナンバーが記載されている。**マイナンバーは法令や条例等で定められた事務においてのみ利用可能。**
- ICチップに搭載される電子証明書は、オンラインでの本人確認に利用可能**であり、e-tax、コンビニ交付などの行政機関等のサービスに加えて、民間事業者においても活用可能。
- ICチップ内の空き領域は、自治体の条例等により印鑑登録証等や、民間事業者の各種サービスにおいても利用可能。**

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他 (券面情報等)

①マイナンバー

- 社会保険制度、税制、災害対策などの、法令又は条例で定められた事務においてのみ利用可能
- マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる
主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- 行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等) のほか、内閣総理大臣及び総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名	〇〇 太郎
生年月日	〇〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区〇〇〇〇2-1-2
発行番号	〇1111
発行年月日	〇〇年〇月〇日
有効期間	〇〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇〇年〇月〇日
有効期間	〇〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用公開鍵

民間も含めて幅広く利用が可能

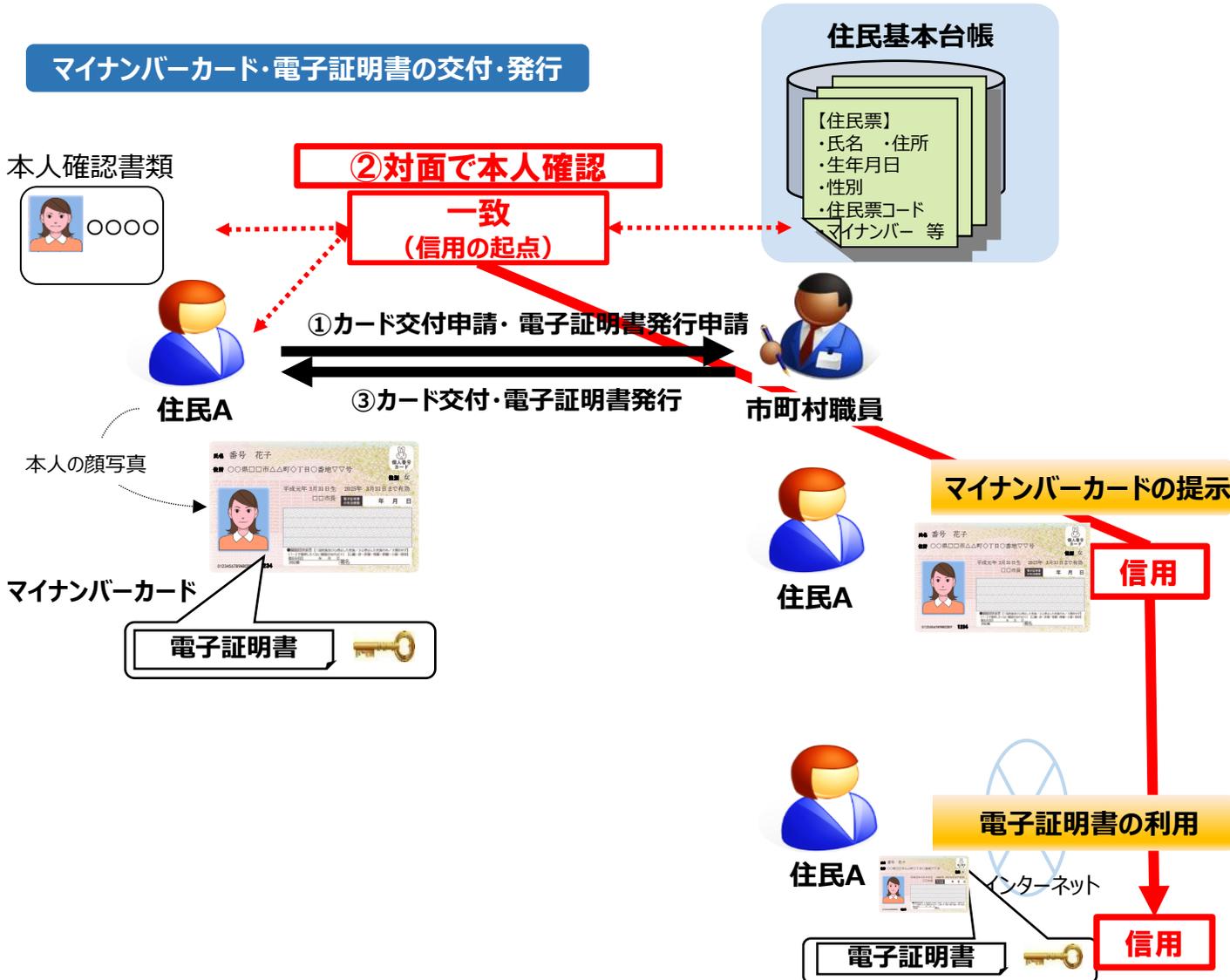
③空き領域

- 市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は内閣総理大臣及び総務大臣の定めるところにより利用可能
例：印鑑登録証、国家公務員身分証
- 新たに民間事業者も内閣総理大臣及び総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイナンバーカード・電子証明書 – 官民の様々な手続きで利用される本人確認手段 –

- マイナンバーカードや電子証明書は、**交付・発行時の窓口における対面での本人確認を信用の起点としている**。対面での本人確認を前提として、公的な本人確認書類としてのマイナンバーカードの利用や、オンラインで安心・安全に本人を確認する手段としての**電子証明書の利用**（都度、対面での本人確認を要さない）が行われている。

マイナンバーカード・電子証明書の交付・発行



利活用シーン

官民の各種手続き



この人はAさんだ

カード券面に記載された住民情報（住民基本台帳の**氏名・住所・生年月日・性別**・マイナンバーが記載されている）や**顔写真**により、本人確認が行われる。

官民の各種オンライン手続き



Aさんからの申請だ

電子証明書（署名用電子証明書には、住民基本台帳の**氏名・住所・生年月日・性別**が記録されている）により、オンラインで本人確認が行われる。

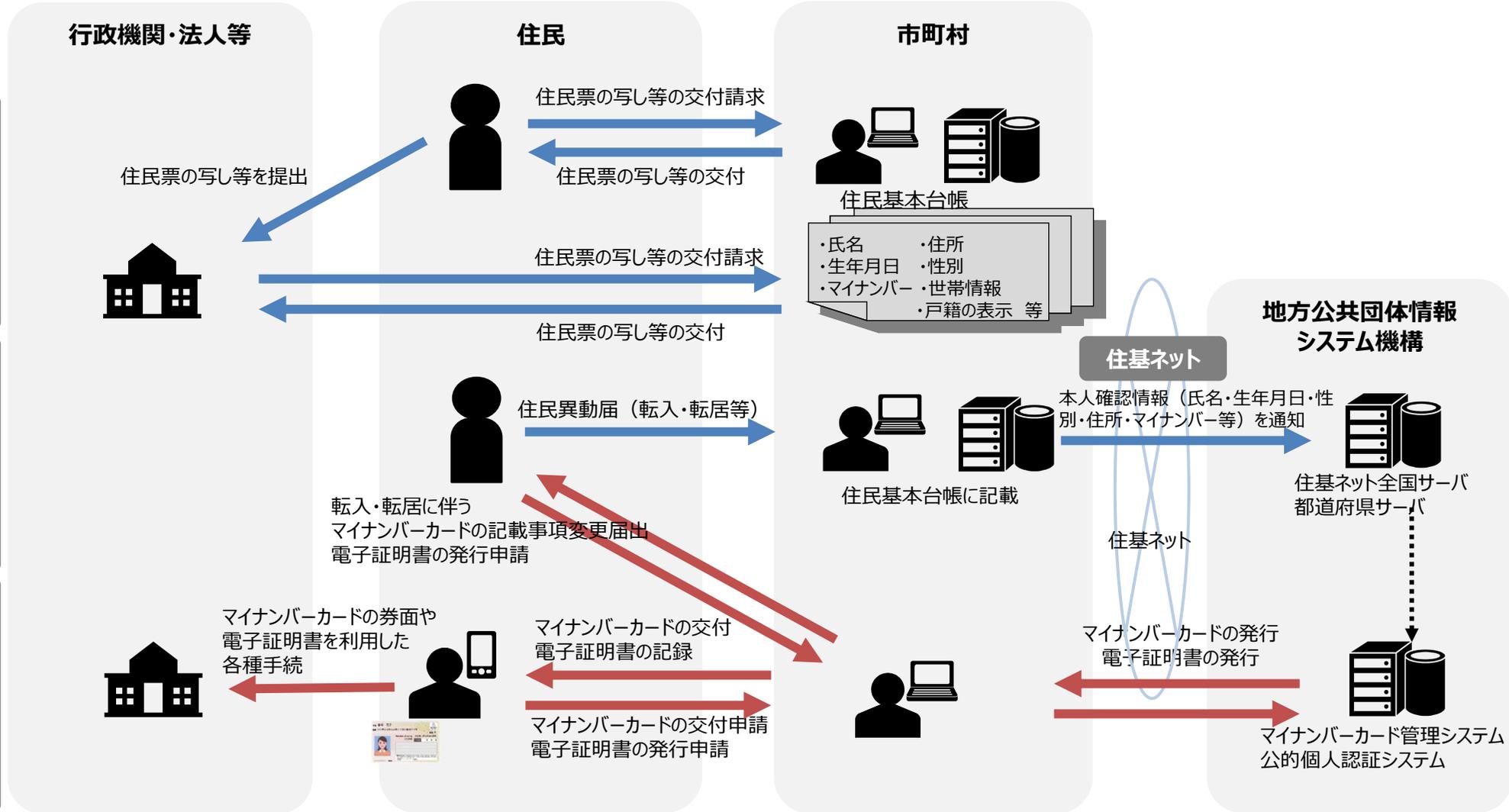
住民基本台帳・マイナンバーカード関係事務の概要

住民基本台帳・マイナンバーカード関係事務として、市町村では以下のような事務が行われている。**これらの事務について、市町村の負担軽減方策を検討**する。その際、**住民サービスの維持・向上に寄与するかという観点も重要**。

住民票の写しの交付

転入・転居等

カード交付等



➡ : 住民基本台帳関係
➡ : マイナンバーカード関係

1. 「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」における議論の状況
2. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連制度の概要
3. **住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策**
 - (1) **住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策**
 - (2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策
 - (3) 住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策
4. 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策
5. ワーキンググループの進め方（案）

住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策

- 住民基本台帳事務のうち、**市町村窓口や郵送で行われている住民票の写しの交付請求の削減**を検討してはどうか。

行政機関・法人等

住民

市町村

地方公共団体情報システム機構

住基ネット

住民票の写しの交付

転入・転居等

カード交付等

住民票の写し等を提出

※窓口・郵送で紙の住民票の写しの請求を行う手間

※窓口・郵送で紙の住民票の写しを交付することに伴う事務負担

住民票の写し等の交付請求

住民票の写し等の交付

住民票の写し等の交付請求

住民票の写し等の交付

住民基本台帳

・氏名
・住所
・生年月日
・性別
・マイナンバー
・世帯情報
・戸籍の表示 等

住民異動届（転入・転居等）

転入・転居に伴う
マイナンバーカードの記載事項変更届出
電子証明書の発行申請

マイナンバーカードの券面や
電子証明書を利用した
各種手続

マイナンバーカードの交付
電子証明書の記録

マイナンバーカードの交付申請
電子証明書の発行申請

本人確認情報（氏名・生年月日・性別・住所・マイナンバー等）を通知

住民基本台帳に記載

住基ネット全国サーバ
都道府県サーバ

マイナンバーカードの発行
電子証明書の発行

マイナンバーカード管理システム
公的個人認証システム

- : 住民基本台帳関係
- : マイナンバーカード関係

住民票の写しの交付等の削減に関する提案

- 住民票の写しの交付を削減することについて、**交付する市町村の窓口負担、請求する住民の手間といった観点から提案がなされている。**

令和6年地方分権改革に関する提案募集における提案（抜粋）

【団体】

豊田市

【具体的な支障事例】

当市では年間約1万件の公用請求を受理しており、その処理に多くの時間を要していることから（請求内容の確認から発行まで5分/件、発送前の確認2分/件）、円滑な事務執行の支障となっている。 公用請求の中には対象者の最新住所を調査する趣旨の案件も少なくなく、住民基本台帳ネットワークシステムの利用による情報取得で事足りるにもかかわらず、住民基本台帳法別表に当該事務の記載がないことにより各機関は市区町村等に公用請求による情報取得をせざるを得ないという実態がある。

【団体】

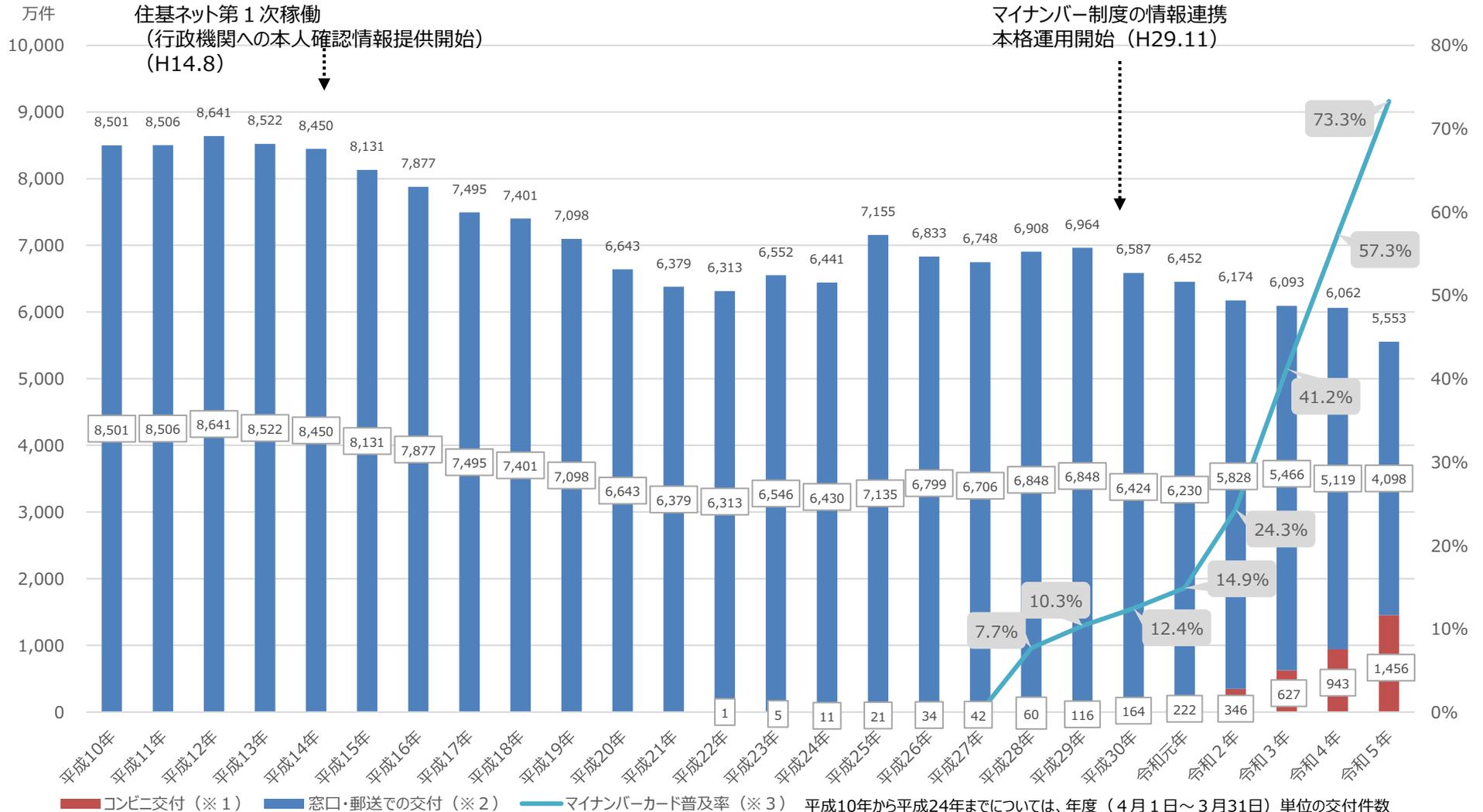
神戸市

【具体的な支障事例】

自治体が窓口となって受け付けている行政手続の中には、申請者の住所を証明する書類として、社会通念上一般的な運転免許証の提示やその写しではなく、住民票（写）の提出を求めているものがあるが、住民票（写）に記載されている情報は、その自治体の居住者であれば、住基ネット端末で確認できることから、取得に手数料のかかる住民票（写）をわざわざ提出させる意義が乏しく、申請者にとってもコスト面や手間の面で少なからず負担になっている。 住民基本台帳法で規定されていない事務における住民票情報の取得に関しては、各市区町村等に対して公用請求を行う必要がある。その目的としては、単に最新住所を確認するだけのものも多く、住基ネット情報の確認で足りるところを、現状は請求、返送とも紙でやり取りしており、双方の機関にとって負担になっている。

住民票の写しの交付件数の推移

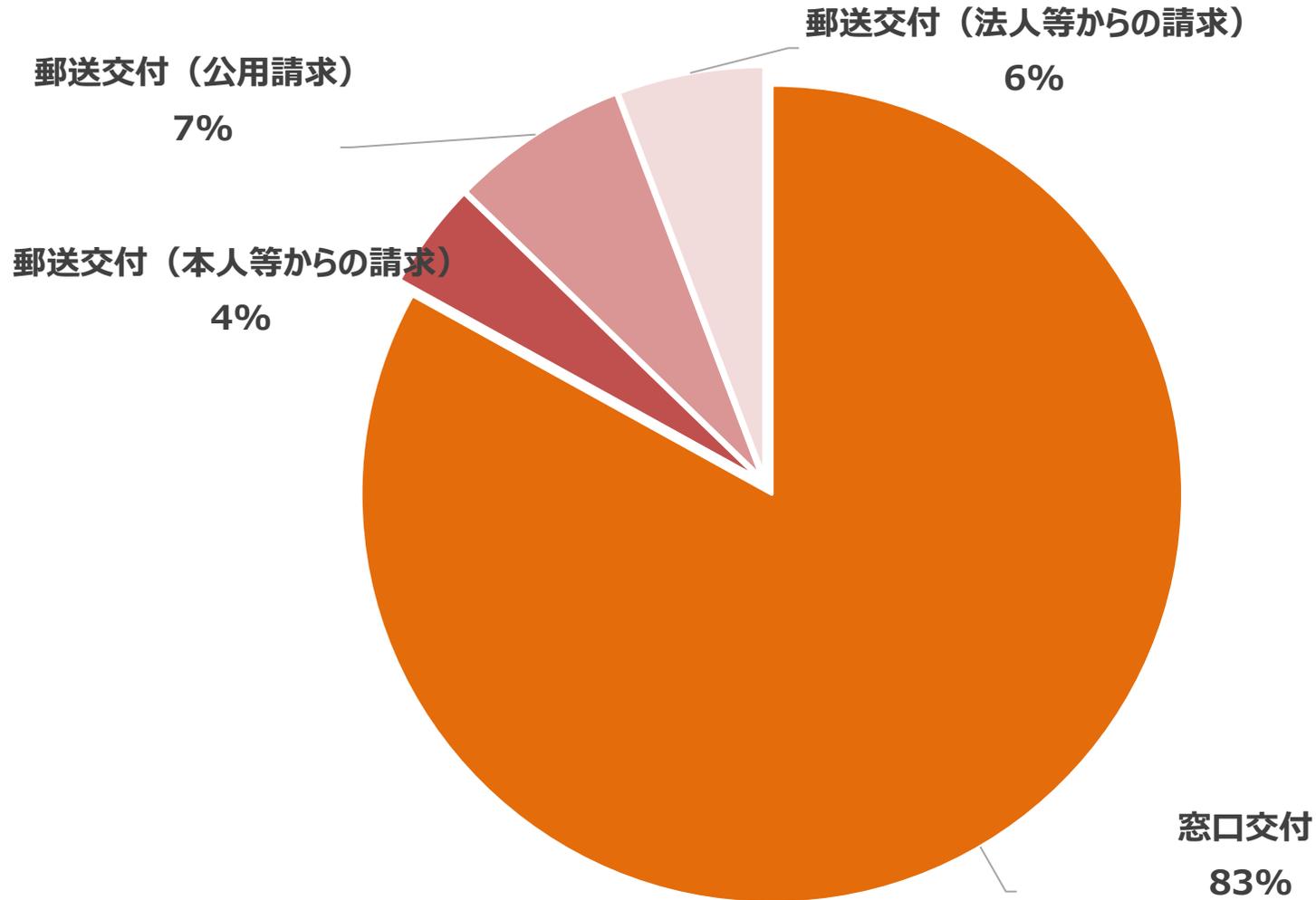
- **住民票の写しの交付件数（年間）**は、平成12年の8,641万件が令和5年の約5,553万件へと、**約3088万件減少**。近年では、マイナンバーカードの普及に伴い、**窓口職員の手を介さないコンビニ交付の件数も増加**。
- 一方で、**令和5年時点でも約4,098万件が窓口又は郵送で交付**されている。



※1 住民票記載事項証明書の交付を含む。
 ※2 除票の写し、住民票記載事項証明書及び除票記載事項証明書の交付を含み、広域交付住民票の写しの交付は含まない。
 ※3 平成28年～令和4年については、各年末時点における累計交付枚数の翌年1月1日の人口に対する割合。令和5年については、年末時点における保有枚数の翌年1月1日の人口に対する割合。

住民票の写しの交付件数の内訳

- **住民票の写しの窓口・郵送での交付（コンビニ交付を除く）の内訳について、民間事業者が行ったサンプル調査の結果は以下のとおり**（平成30年に、18市町村に対してアンケート調査を実施）。
- 窓口での交付のほか、郵送による**行政機関からの公用請求、法人等からの請求も一定程度存在**する。

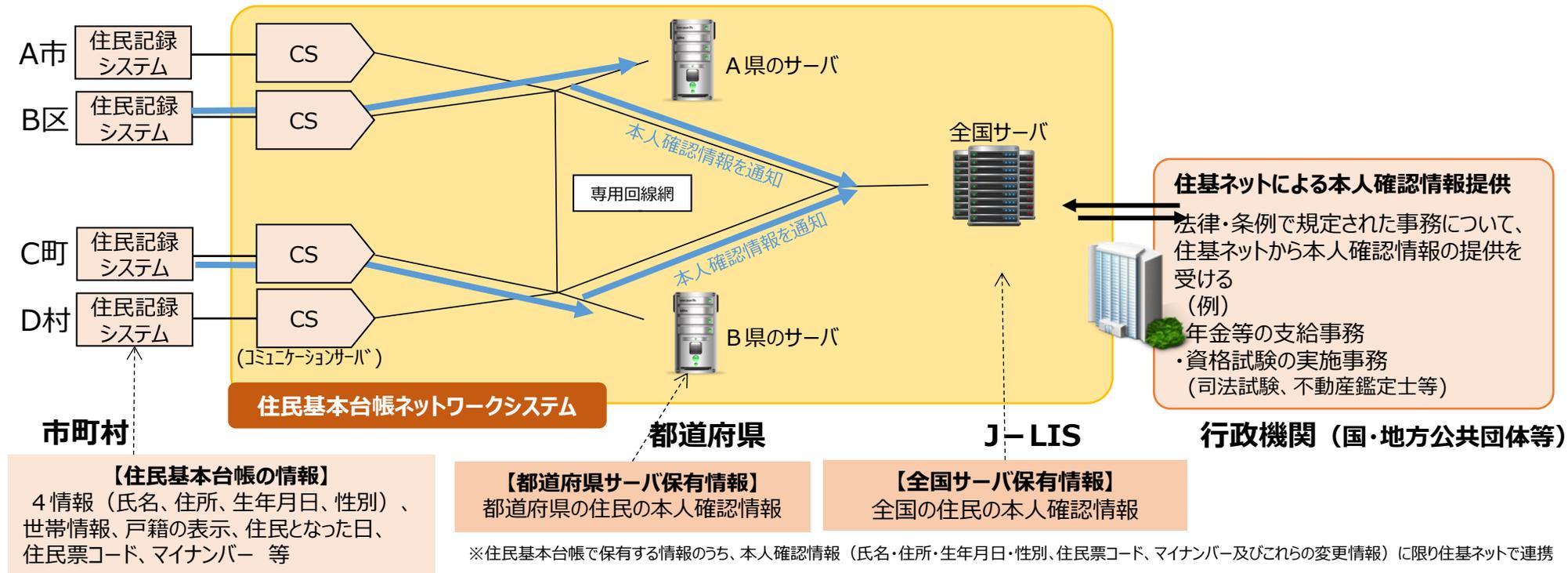


住基ネットによる行政機関への本人確認情報提供

- 国・地方公共団体等の行政機関が、住民票の写しによらず対象者の情報を取得する方策として、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）からの本人確認情報提供※がある。

※本人確認情報：氏名・住所・生年月日・性別、住民票コード、マイナンバー及びこれらの変更情報

- 行政機関は、住基ネットから本人確認情報の提供を受けることにより住民からの住民票の写しの提出や公用請求を省略することが可能（本人確認情報の提供先及び利用可能事務は住民基本台帳法又は条例で限定）。



住基ネットによる行政機関への本人確認情報提供の効果

- 住基ネットによる行政機関への本人確認情報提供の件数は、以下のとおり増加しており、これにより、**従来、住民が各種行政手続の際に求められていた住民票の写し等の添付が省略されている。**

- 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供
(年金支給事務、税務事務など)

→ **年間約16億件**

- 地方公共団体に対して本人確認情報を提供
(パスポートの発給、選挙事務など)

→ **年間約8,778万件**

効果

- 行政手続における住民票の写しの省略
(パスポートの受給申請、免許等の申請等)

→ **全国で年間約1,200万件程度**

- 年金受給権者・被保険者の住所変更届、死亡届の提出を省略

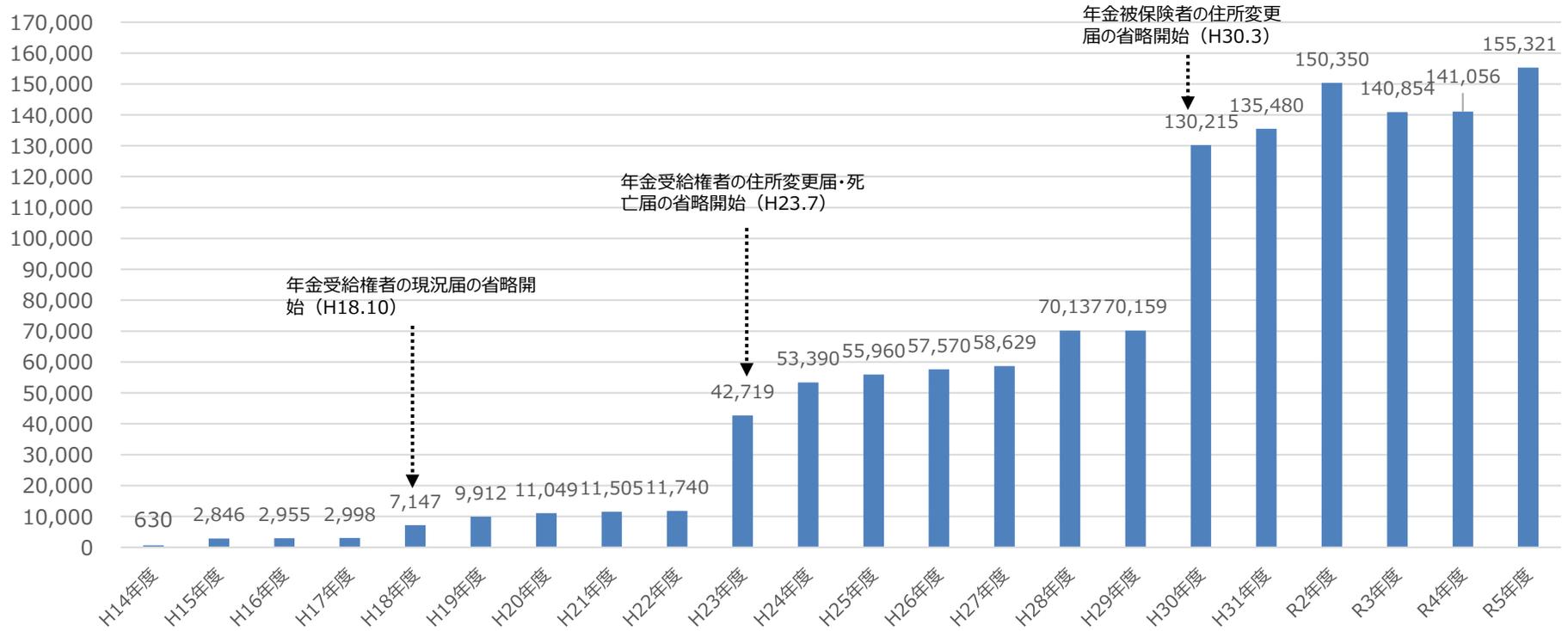
→ **全国で年間約1,400万件程度**

- 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略

→ **全国で年間約4,000万人分程度**

国の行政機関等への本人確認情報の提供状況

(単位：万件)



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 (第15次地方分権一括法案) における住民基本台帳法の一部改正

- 令和7年通常国会に提出している**第15次地方分権一括法案**では、住民票の写しの添付や公用請求の省略が可能となるよう、**住民基本台帳法を改正し、住基ネットを利用できる事務に36法律に基づく事務を追加**することとしている。

趣旨

- 地方からの制度改正を求める提案を受け、規制緩和等の地方分権改革を実施
- 令和6年の提案等への対応のうち、法律改正により措置すべき事項について、閣議決定※を踏まえ、関係法律の整備を行う。

概要

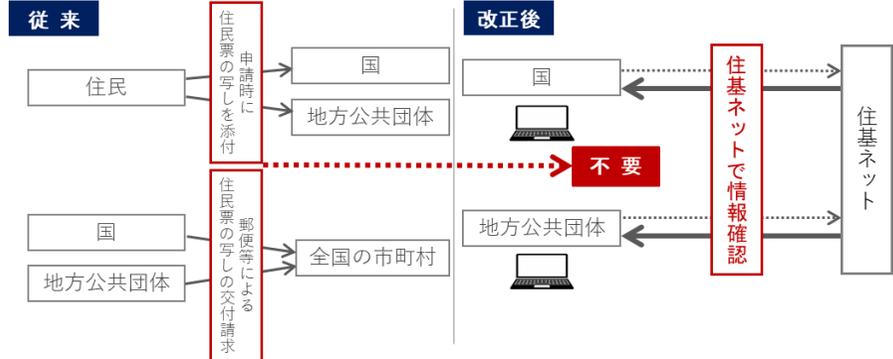
6事項(8法律)を改正

- 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務を大幅に拡大し、住民票の添付・公用請求を不要に**
[住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律] ※36法律に基づく事務を追加
住民の手續負担の軽減 行政負担の軽減
- 地方公共団体のシステム標準化等のための基金の設置期限※を5年間延長**
[地方公共団体情報システム機構法] ※現行令和7年度末まで
システム標準化の推進
- 公立大学法人の出資可能対象をベンチャーキャピタル等へ拡大**
[地方独立行政法人法、産業競争力強化法]
研究成果の社会還元
- 建築基準適合判定資格者等の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止**
[建築基準法]
行政手續の迅速化 行政負担の軽減
- 条例公布時における首長の署名の方法に電子署名を追加**
[地方自治法]
行政負担の軽減
- 介護保険法の介護施設の届出を生活保護法の介護機関の届出とみなす等の手續の簡素化**
[生活保護法]
住民の手續負担の軽減 行政負担の軽減

- 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務を大幅に拡大し、住民票の添付・公用請求を不要に**
[住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律] ※36法律に基づく事務を追加
施行日：公布の日から起算して3月を経過した日
住民の手續負担の軽減 行政負担の軽減

- 住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務に、36法律の事務を追加する。
- マイナンバーを利用できる事務に、1法律の事務を追加する。

従来



効果

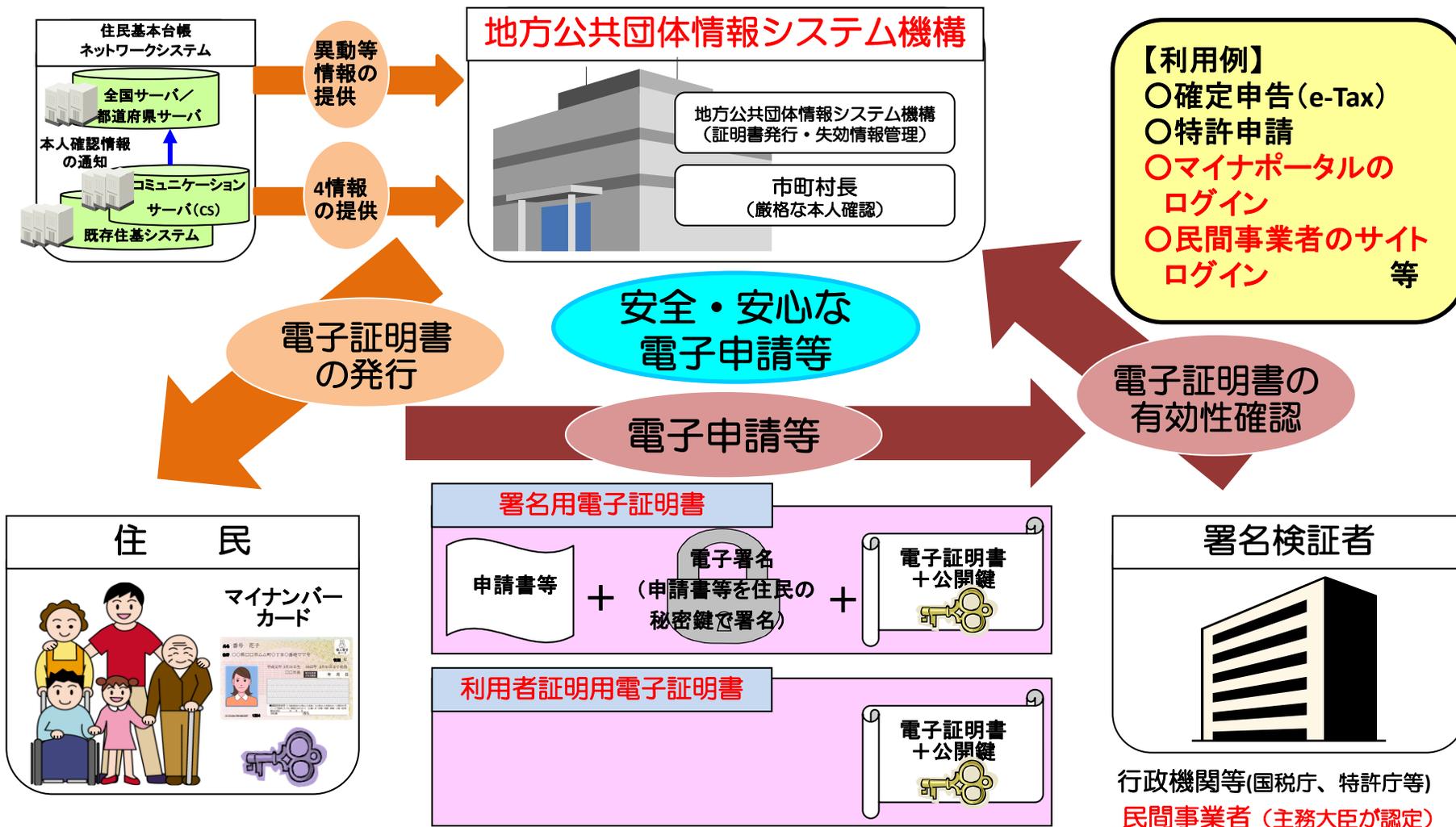
- 住民票の写しの添付が不要となり、住民の利便性が向上
(例) [社会福祉士及び介護福祉士法] 介護業務における特定行為(喀痰吸引等行為)を行うために必要な認定証の交付を求める者が行う、都道府県知事への住民票の写しの提出が不要に
- 住民票の写しの公用請求が不要となり、交付する市町村の事務が効率化
(例) [河川法] 河川法違反者等に対する監督処分における公用請求が不要に

施行期日

- 公布の日から起算して3月を経過した日
- (1)により難しい場合は(1)以外の個別に定める日

公的個人認証制度について

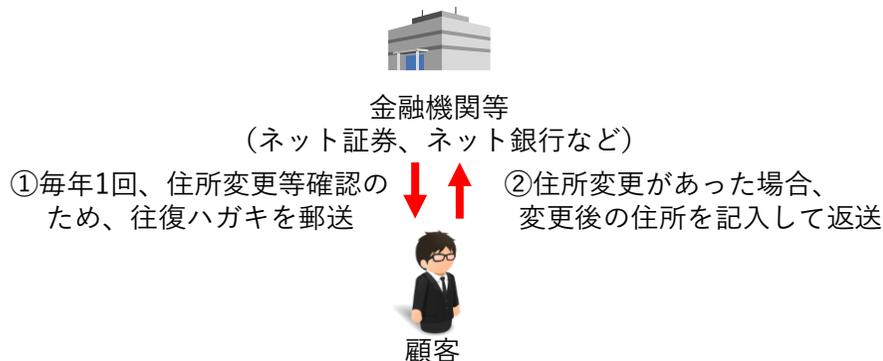
- 公的個人認証制度は、**マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書を利用して**、オンラインで利用者本人の認証や契約書等の文書が改ざんされていないことの確認を公的に行うための**安全・確実な本人確認を行うためのもの**。



金融機関等が、顧客申し込み等の際に、公的個人認証制度を利用して本人確認を行う場合には、同意を得ることにより顧客の変更後の住所等※を国の機関（J-LIS）から入手することができる（※住所、氏名、生年月日、性別の4情報）サービスの開始は令和5年5月開始

サービス活用前

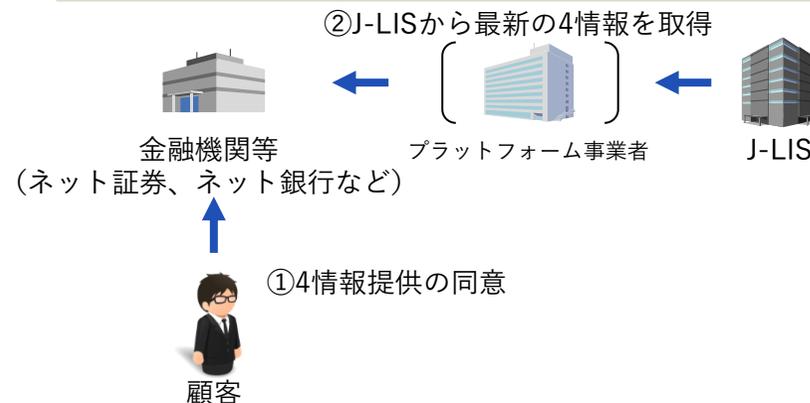
住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
1年に1度程度 郵送で 顧客に確認し、顧客情報を最新化する



- ・ 顧客の住所等変更のタイミングがすぐにわからない
- ・ 必ず返信が来るとは限らない
- ・ 郵送費がかかる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信が手間

サービス活用後

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
いつでも オンラインで 顧客情報を最新化できる



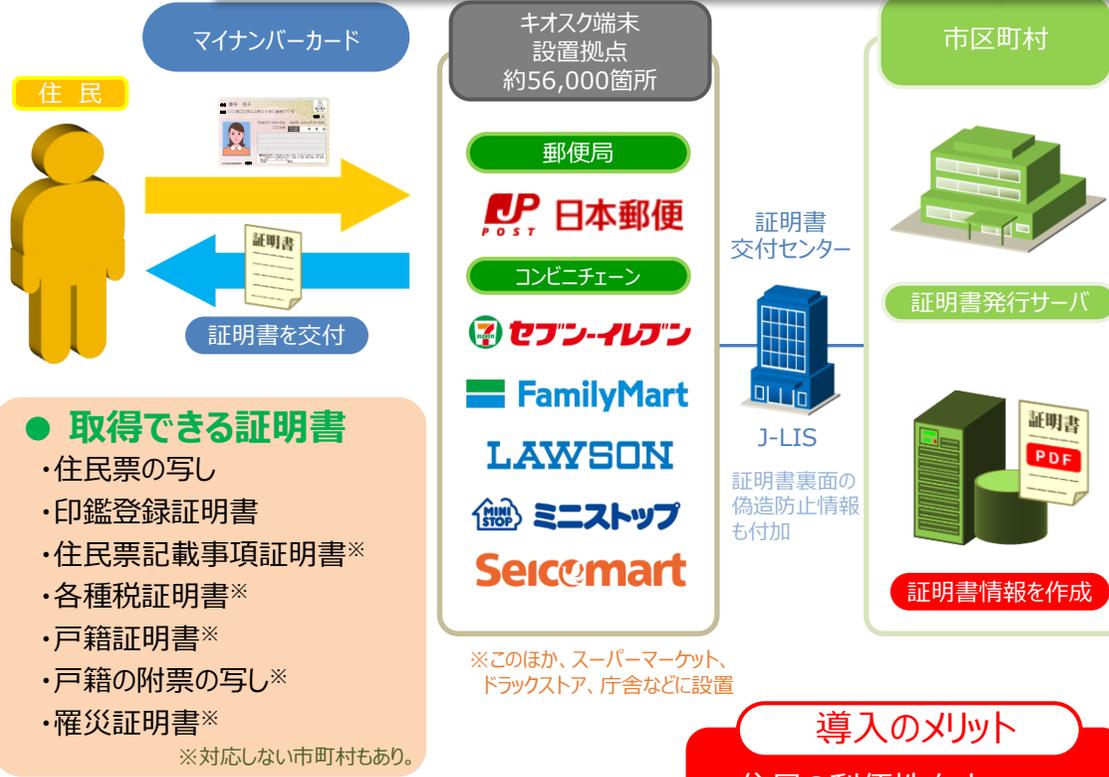
- ・ 金融機関は顧客が住所等変更を行うとすぐにわかる
- ・ いつでも照会できる
- ・ 往復はがきでのやり取りが不要になる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信の手間がなくなる

※令和7年3月現在、22事業者が活用中

コンビニなどにおける証明書の自動交付サービスについて（いわゆるコンビニ交付）

- マイナンバーカードを活用しコンビニ等で住民票の写し等の証明書を交付するサービスにより、**住民の利便性の向上と窓口負担の軽減**が実現。
- コンビニ交付サービスの導入団体数は1,300団体を超え、**対象人口は約1億2,000万人に迫る水準まで普及**。
- 交付通数も年々増加している。**住民票の写しは、令和5年度は約1,530万通が発行され、令和6年度は更に増加する見込み**。

	導入団体	対象人口
令和7年3月15日時点	1,366	1億1,962万人
令和6年度末見込み	1,369	1億1,975万人



年度別交付通数

種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
住民票	1,773,227	2,386,613	4,100,191	7,078,939	10,572,144	15,300,371	15,917,111
住記載	22,577	31,693	51,625	96,150	161,022	248,270	258,292
印鑑	1,436,862	1,862,637	2,984,766	4,795,784	7,028,049	10,687,923	11,460,987
税	255,328	338,597	530,124	976,462	1,474,902	2,146,003	2,585,971
戸籍	192,234	300,519	493,285	940,863	1,734,345	3,288,104	3,025,428
附票	17,575	27,324	44,523	84,913	135,658	225,416	228,509
合計	3,697,803	4,947,383	8,204,514	13,973,111	21,106,120	31,896,087	33,476,298

導入のメリット

- 住民の利便性向上
- 窓口業務の負担軽減
- 証明書交付事務コストの低減

いつでも 早朝から夜（6:30～23:00）まで土日祝日も対応

どこでも 全国の約56,000店舗で交付を受けられる

※コンビニ設置端末に限る

※ 令和6年度の数値は、令和7年3月15日時点のもの

住民票の写しの電子交付に関する提案

- 住民票の写しの交付の削減方策としては、住基ネットの利用促進や公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービスの利用促進、コンビニ交付の利用促進のほか、**新たな仕組みとして、住民票の写しの電子交付も提案されている。**

令和6年地方分権改革に関する提案募集における提案（抜粋）

【団体】

中核市市長会

【具体的な支障事例】

住民票の写し等の各種証明書については、住民基本台帳法等の法令において、書類として規定されていること等の理由で、住民への交付手段が紙のみとなっている。中核市のうち、年間約50万通の証明書を窓口で発行している市がある。今後の行財政を維持する上で、証明書の発行件数を減少させることは不可欠であり、コンビニ交付の活用を進めているところであるが、窓口での証明書発行件数は依然として高い水準にある。また、郵送での交付の場合、郵便料金は住民負担としており、今秋に予定されている郵便料金値上げにより住民の負担増が避けられない状況となっている。こうした観点から、各種証明書の電子的な交付は不可欠であると考えており、真正性やセキュリティの担保も含めて関係府省において適切な措置を講じていただきたい。

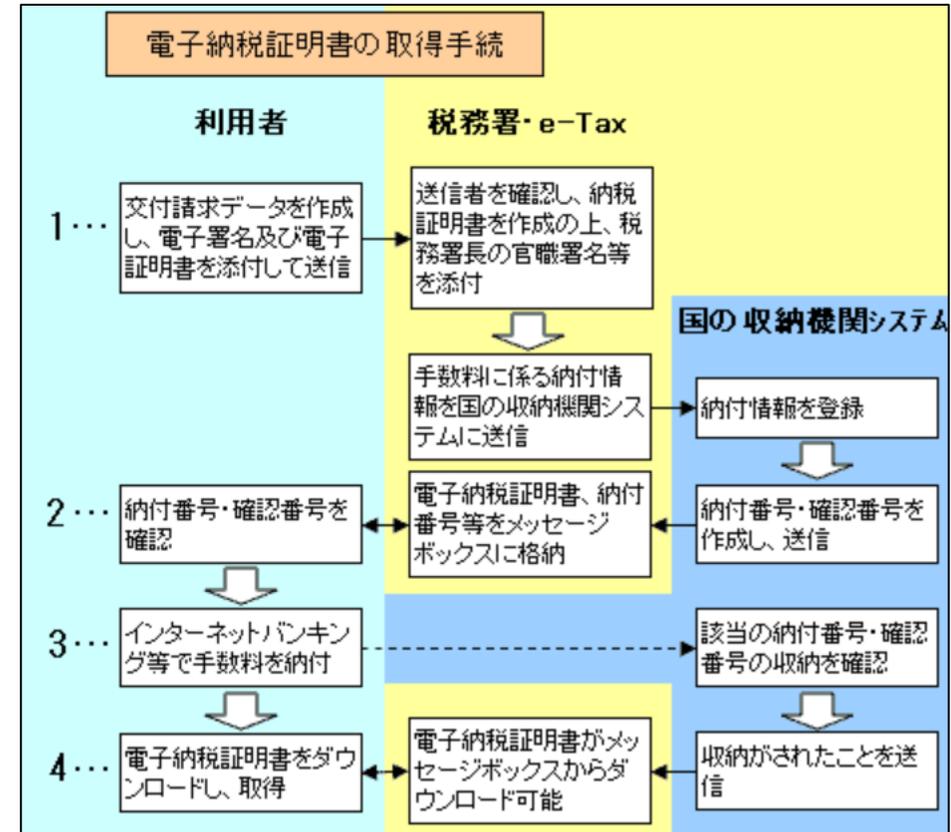
納税証明書（国税）の電子交付

- 他制度における公的証明書の電子交付としては、既に納税証明書（国税）の電子交付が開始されている。

納税証明書（国税）の電子交付の概要

	納税証明書（国税）の電子交付	(参考)住民票の写しのコンビニ交付
証明書を請求する者	本人 ※代理人による請求も可能	本人
法令上の根拠	国税通則法第123条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条	住民基本台帳法第12条
電子交付に対応している証明書	納税証明書 ・納税額等の証明 ・所得金額の証明 ・未納税額の証明 ・滞納処分を受けたことがないことの証明	・住民票の写し ・住民票記載事項証明書 ※このほか、印鑑証明書、税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写しにも対応
交付形式	電子データ ・PDF形式 ・XML形式	紙
手数料の額	370円	自治体により異なる
手数料の納付方法	インターネットバンキング等	現金（コンビニのキオスク端末）
改ざん防止措置	・PDF形式:内容確認用QRコード ・XML形式:税務署長の電子署名	スクランブル画像

(参考) 電子納税証明書の取得イメージ



(出典: 国税庁HP)

住民票の写しの交付件数を削減するための方策

- **住民票の写しの交付件数を削減するための方策**や**住民票の写しの取得に係る利便性向上策**は、現在行われている住民票の写しの交付請求主体や提出先に応じて、**以下のように考えられるのではない**か。

交付請求の主体等

- ① 本人からの請求
行政機関に提出するもの
法人等に提出するもの
- ② 行政機関からの公用請求
- ③ 法人等からの請求



住民票の写しの交付件数を削減する方策

- ①行政機関向けの情報提供
 - 住基ネット利用事務の拡大
 - 住基ネットの利用促進
- ②法人等向けの情報提供
 - 公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービスの利用促進

住民票の写しの取得に係る利便性向上策

- コンビニ交付の利用促進
- 住民票の写しの電子交付の検討

論点

- 現行、住民票の写しは、誰に対して、どのような用途で提出されているのか。
- 「住基ネットの利用」「公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービスの利用」「コンビニ交付の利用」を更に促進するにあたり、どのような課題があるか。
- 住民票の写しの電子交付の検討にあたり、留意すべき事項として何が考えられるか。

1. 「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」における議論の状況
2. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連制度の概要
3. **住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策**
 - (1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策
 - (2) **マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策**
 - (3) 住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策
4. 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策
5. ワーキンググループの進め方（案）

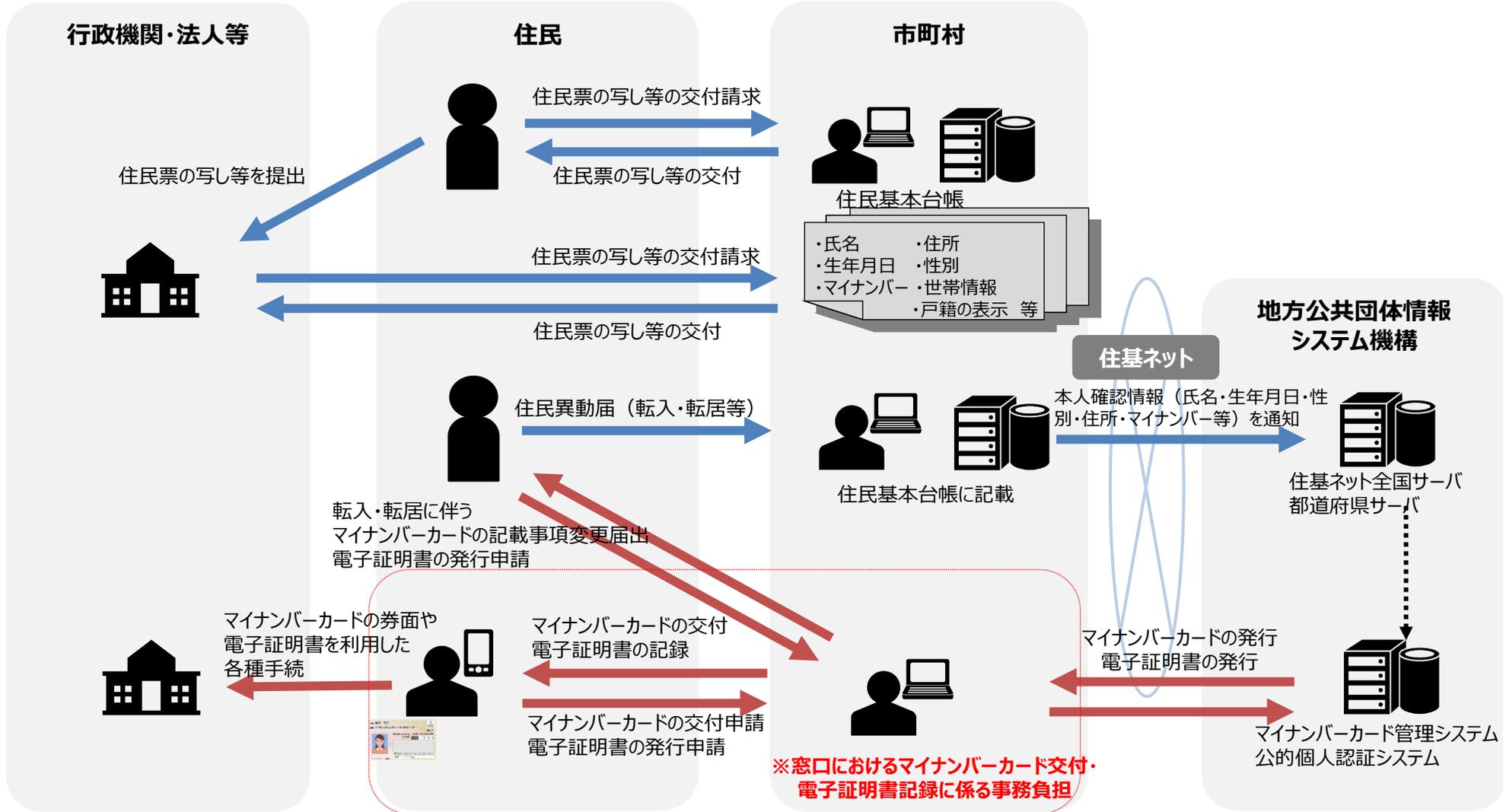
マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策（その① カード交付・電子証明書記録等）

- マイナンバーカード関連事務について、**市町村窓口で行われているマイナンバーカードの交付や電子証明書の記録に係る事務負担軽減方策**を検討してはどうか。

住民票の写しの交付

転入・転居等

カード交付等



- : 住民基本台帳関係
- : マイナンバーカード関係

マイナンバーカードの交付や電子証明書の記録に関する提案

- ・ マイナンバーカードの普及率が高まる中、マイナンバーカードの交付や電子証明書の記録について、**市町村の窓口負担軽減の観点から提案等がなされている。**

令和6年度全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会要望（令和6年11月）

- 戸籍届出による氏名変更や転入・転居などの住民異動手続きについて、転入特例により住民票への登録時間は確かに短縮しているが、その後のマイナンバーカードの継続利用や、署名用電子証明書の発行、カードへの新住所記載など、長時間を要している。転居や氏の変更についても同様である。また、カード所有者が暗証番号を失念していた場合には、暗証番号の初期化・再設定に更に時間を要しており、利用者にとっても待ち時間が長く大変苦慮している現状である。
- マイナンバーカード所有者の継続利用・券面事項更新処理と電子証明書の更新が一度に行える等一連の事務処理の簡素化と利用者の利便性向上について要望する。

令和6年地方分権改革に関する提案募集における提案（抜粋）

【団体】

高松市ほか26団体

【提案事項】

J-LISにおいて交付前設定が可能であるならば、J-LISにおいて、全てのカードの交付前設定を完了した上で自治体に送付する仕組みに変更していただきたい。

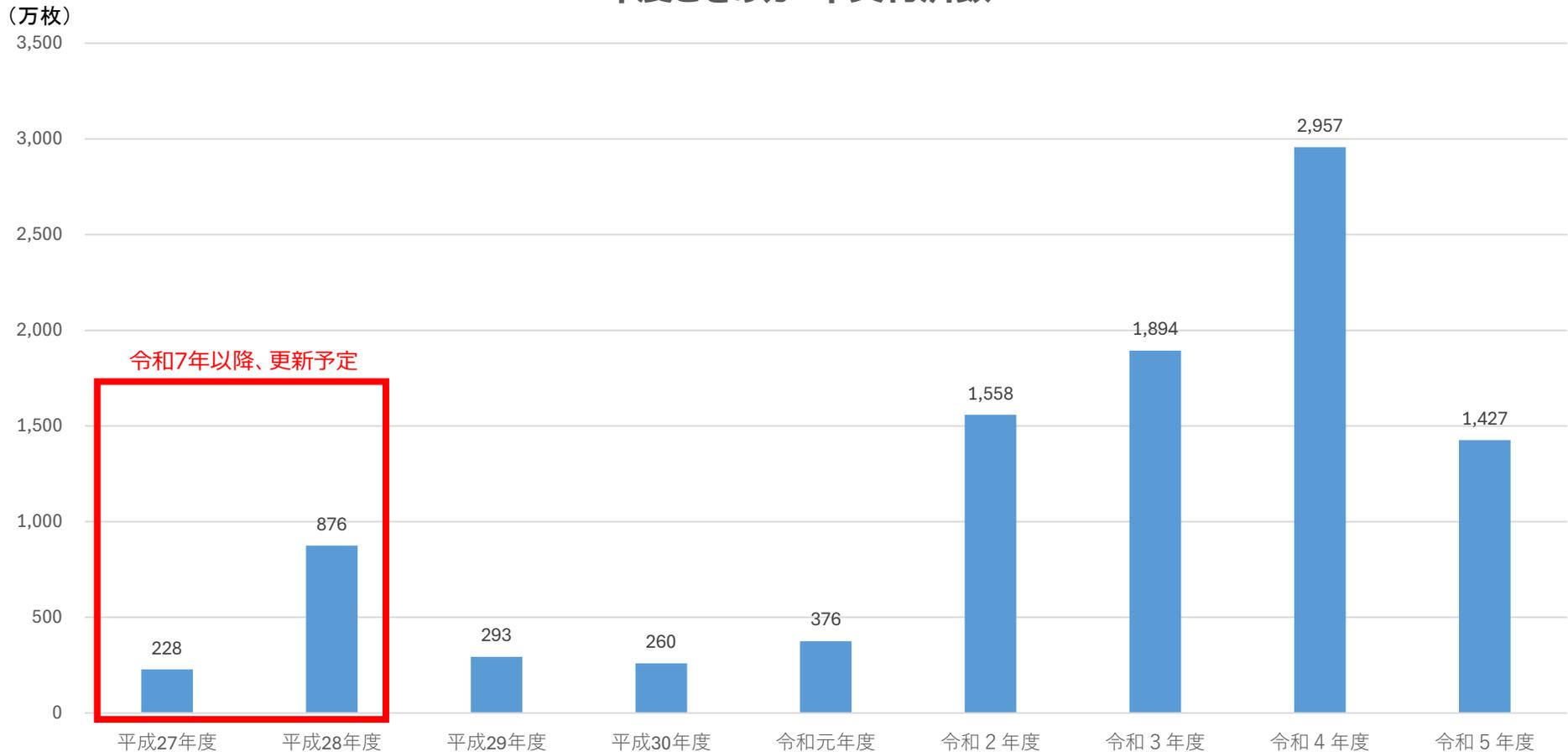
【具体的な支障事例】

マイナンバーカードの交付の際、J-LISが作成した個人番号カードを申請者の住所地市町村に送付し、当該団体において交付前設定（券面情報と個人情報の照合作業・設定及び電子証明書の希望の有無の確認等）を行い、申請者に交付している。交付前設定が自治体において事務量的に大きな負担となっている。

マイナンバーカードの交付・保有状況

- 2月末時点の**保有枚数は9,737万**、**人口に対する割合は78.0%**
- 各年度の交付実施済数は以下のとおり。
- マイナンバーカードの有効期限が発行の日から10回目の誕生日（18歳未満は5回目の誕生日）となっているため、**カードの交付開始10年となる令和7年以降、制度開始当初にカードを取得した者の更新対応が開始**する。

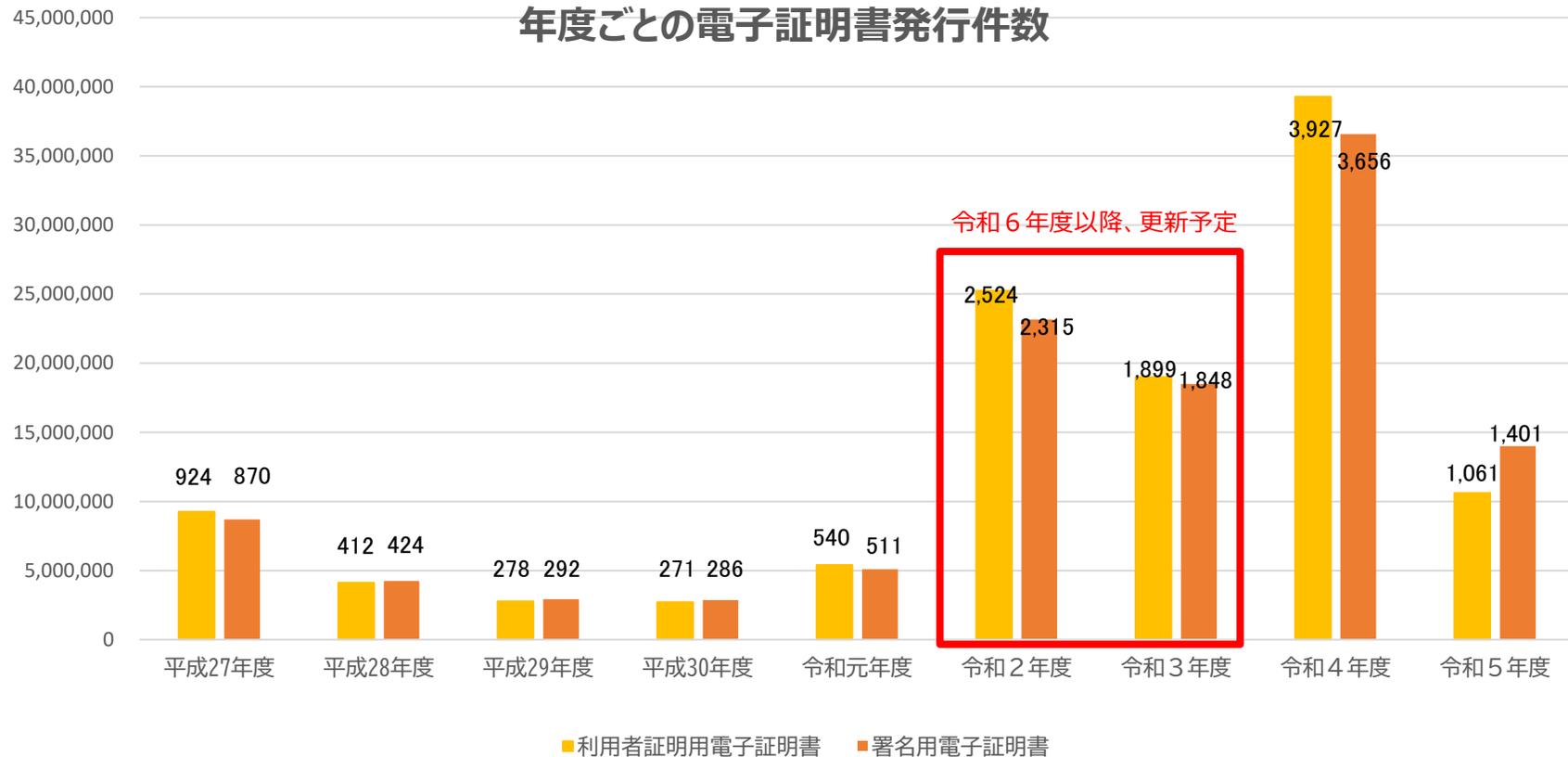
年度ごとのカード交付済数



電子証明書の発行状況

- マイナンバーカードには、2種類の電子証明書（利用者証明用電子証明書と署名用電子証明書）を搭載することが可能（搭載は任意）。
- マイナンバーカードの有効期限が発行の日から10回目の誕生日（18歳未満は5回目の誕生日）となっているのに対し、**電子証明書の有効期限は発行の日から5回目の誕生日**となっている。したがって、**5年に一度は来庁し、対面で厳格な本人確認を行った上で電子証明書の更新手続を行う必要がある。**

年度ごとの電子証明書発行件数



※ マイナポイント第1弾のあった令和2年度、マイナポイント第2弾のあった令和4年度の発行件数が多い

マイナンバーカード・電子証明書の有効期限切れに係る想定更新件数

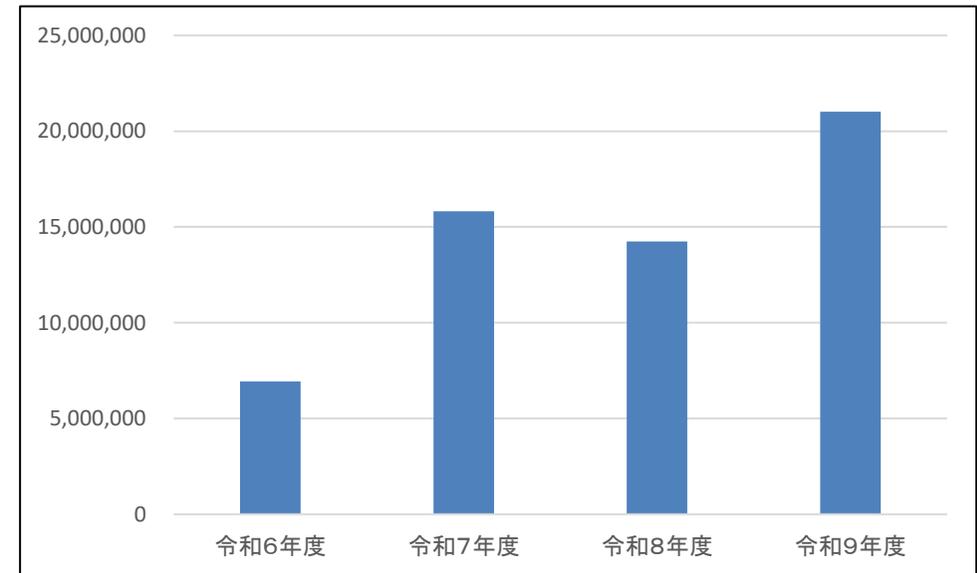
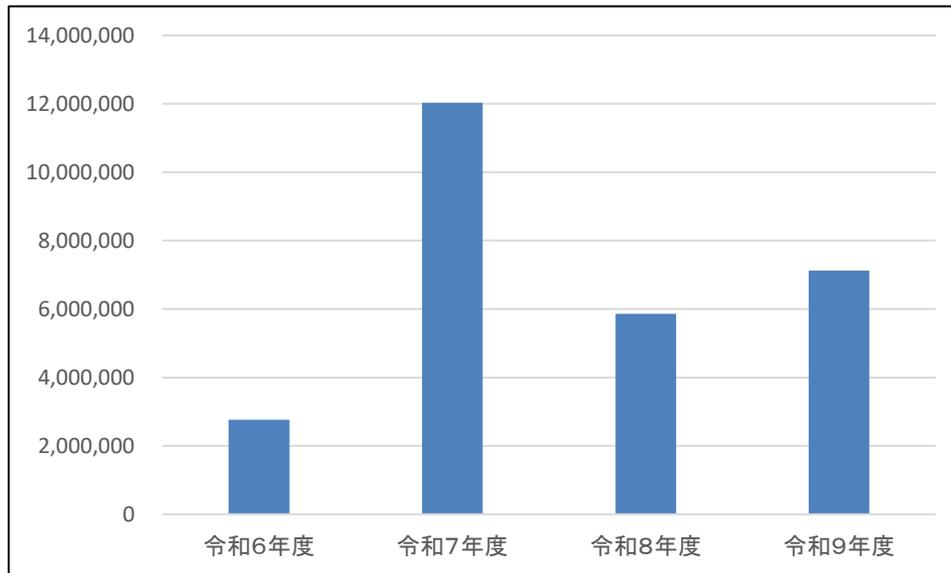
- 令和7年度以降、マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限切れ件数が増加し、市区町村において、これらの更新に係る業務の急増が見込まれる。

(万件)

マイナンバーカード	
年度	想定更新件数
令和6年度	280
令和7年度	1,200
令和8年度	590
令和9年度	710

(万件)

電子証明書	
年度	想定更新件数※
令和6年度	690
令和7年度	1,580
令和8年度	1,430
令和9年度	2,100

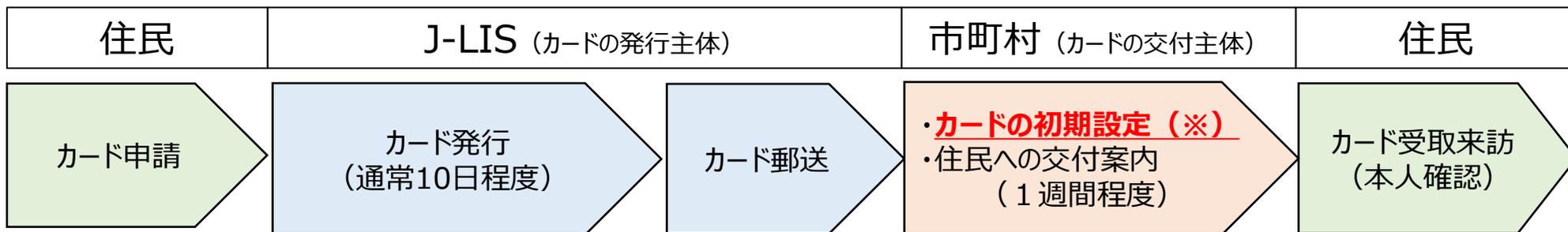


※利用者証明用電子証明書が更新となるもの

マイナンバーカードの発行の仕組み

- ・ マイナンバーカードの発行については、郵送又はオンライン申請を行った上で、**交付時に市区町村窓口で本人確認**を行う交付時来庁方式が一般的であり、**通常は、申請から交付まで約1か月程度**を要する。
- ・ 特に速やかな交付が必要となる者（カードを紛失した者、出生者、国外からの転入者等）に対しては、**申請時に窓口で本人確認を行い、申請から交付までの期間を原則1週間とする特急発行の仕組み**を導入（令和6年12月～）。

(通常発行・交付時来庁方式の場合) 1か月程度



(特急発行の場合)

原則1週間に短縮



(※) 通常市町村で実施することとされている初期設定(券面等の情報と住基の情報との照合、暗証番号の設定等)を特に速やかな交付が必要な者についてJ-LISが代わりに対応することで大幅に短縮

マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策（その① カード交付・電子証明書記録等）

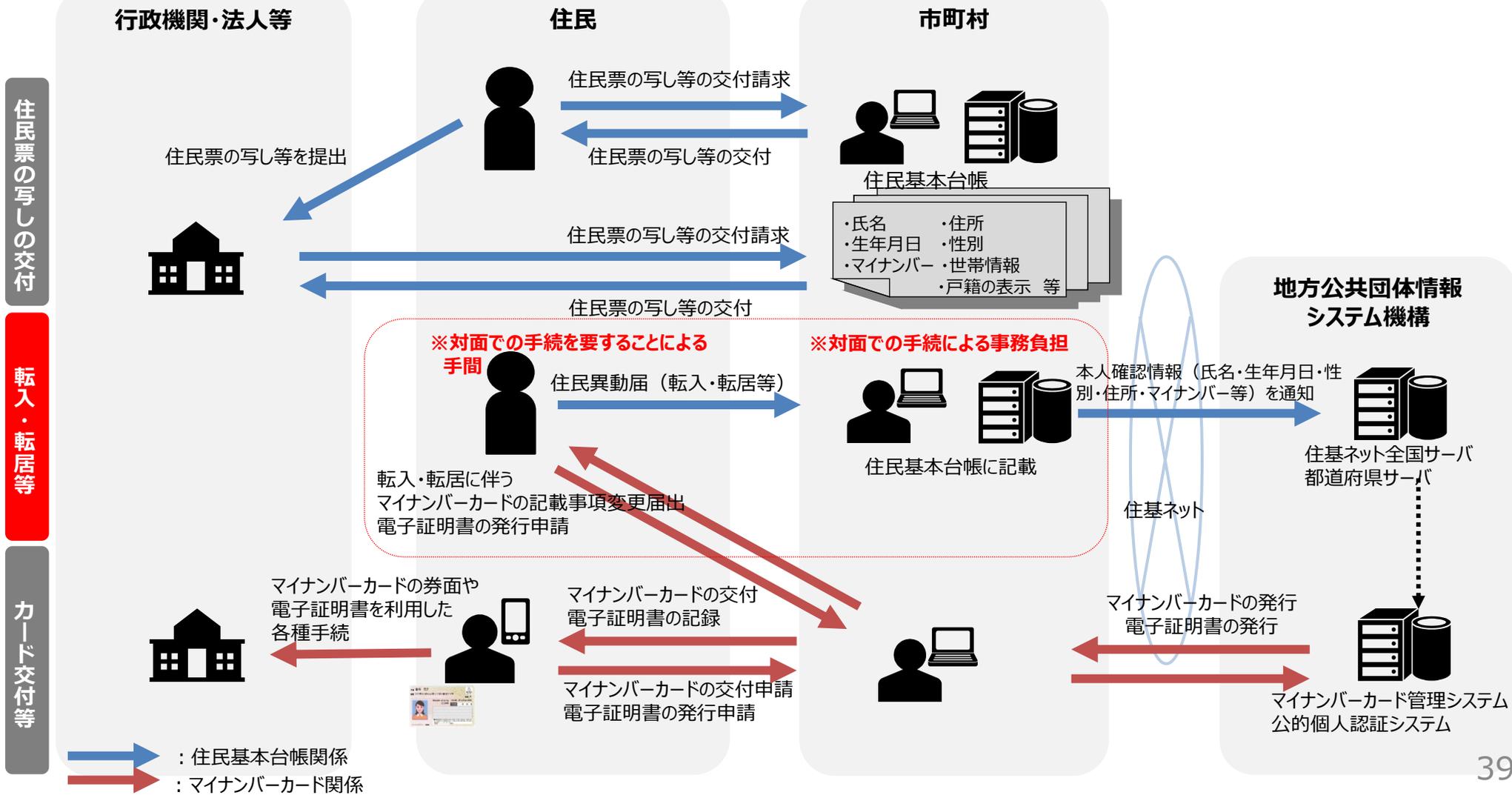
- マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行にあたり、市町村の窓口負担軽減及び住民利便性向上の観点から、今後、以下のような論点について検討・整理していくことが考えられるのではないかと。

論点

- マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行にあたり、どのような事務がどの程度、市町村窓口等での負担となっており、課題となっているか。
- 住民の利便性向上やそれらの事務負担の軽減等に向けて、どのような対応が考えられるか。また、その実現に向けた課題は何か。

マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策（その② 転入・転居手続のオンライン化）

- 住民基本台帳は、住民の居住関係を公証するとともに、選挙や税など各種行政事務の基盤となるものであることから、**転入・転居届は、対面で本人確認や居住実態の確認を行った上で受理することとされている**。また、転入・転居に伴うマイナンバーカードの書き換え手続についても、**窓口で対面で本人確認をしていることをもって、カードや電子証明書の信頼性が確保されている**。
- これらを踏まえた上で、住民の利便性向上や窓口業務効率化の観点から、**転入・転居に係る手続をオンラインで行う場合の課題を整理してはどうか**。



転入届・転居届のオンライン化に関する提案

- 転入届・転居届のオンライン化については、**住民の利便性向上や窓口の業務効率化の観点から提案がなされている。**

令和6年地方分権改革に関する提案募集における提案（抜粋）

【団体】

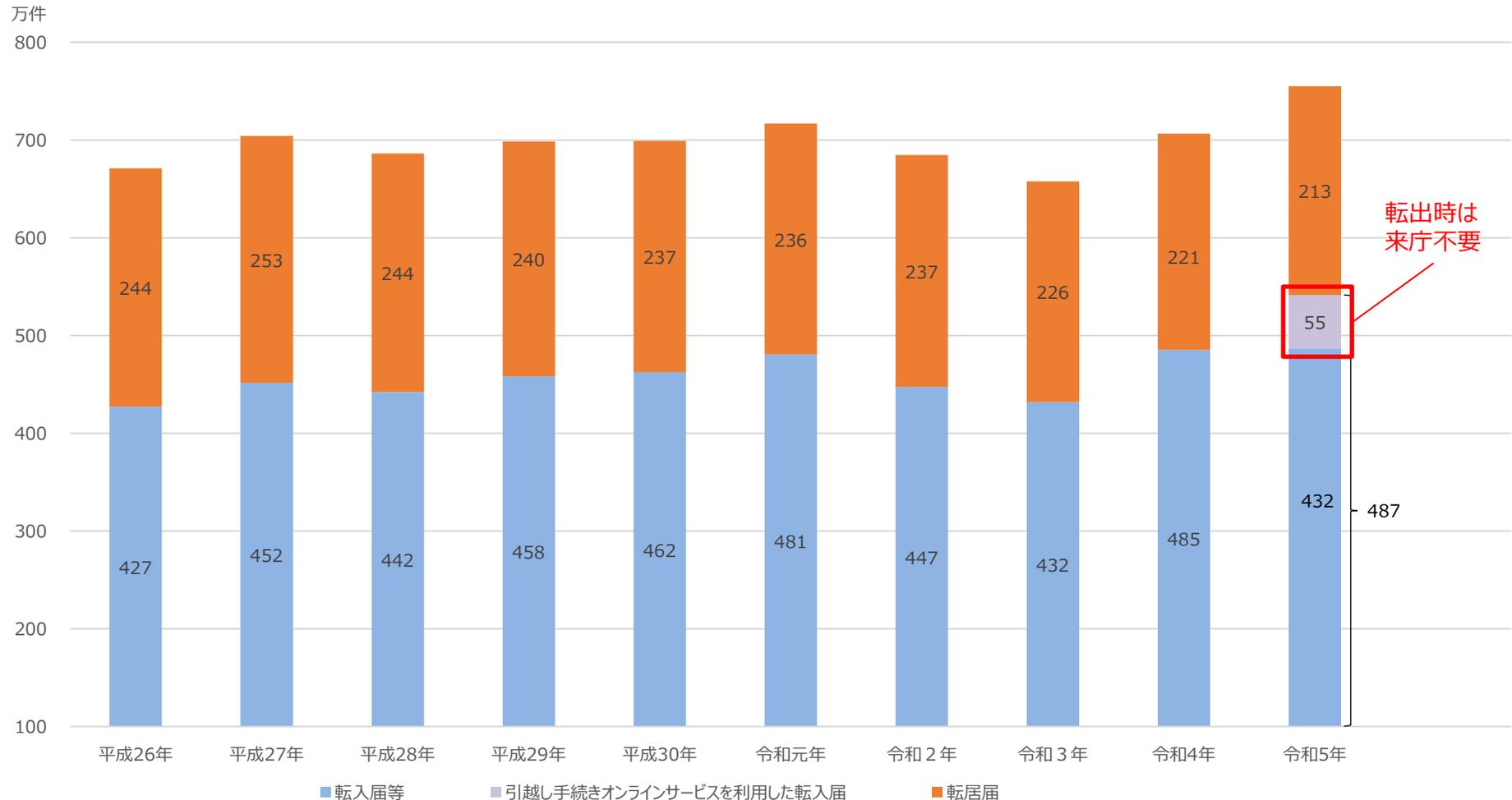
特別区長会

【具体的な支障事例】

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（デジタル手続法・令和元年法律第16号）の一部の施行により、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結するための取組（デジタルファースト）が求められている。一方、**「転入届・転居届」の住民基本台帳法上の届出を行う場合、法令上は届出の際に窓口来庁を要する旨が記載されており、市区町村に届出本人または代理人が来庁して手続を行うこととされている。**しかしながら、電子化の進展により、住所変更等の手続きは電子申請が技術的には可能であるにもかかわらず**窓口への来庁を求めることによって、市区町村窓口の慢性的な混雑を生じさせており、申請者の利便性及び業務の効率化の双方の点で支障が生じている。**

転入届・転居届の件数の推移

- 転入届・転居届の件数は、年間約700万件前後で推移。
- 従来、転出時にも市町村窓口に来庁して手続きが必要であったところ、令和5年2月から開始された**引っ越し手続きオンラインサービス**により、**マイナンバーカードの交付を受けている者が、マイナポータルを利用して転出届をオンラインで提出するとともに、転入届を提出する際の来庁予約をオンラインでできるようになった**（令和5年に同サービスを利用して転入届がなされた件数は、約55万件）。



※ 転入届等には、住民基本台帳法第22条、第30条の46に基づく転入届、第30条の47に基づく届出、住基法第24条の2に基づく特例転入の件数が含まれている。

転入届・転居届の届出時に審査している事項①

- ・ **住所とは、**地方自治法第10条第1項に規定する「住所」と同一であり、民法第22条と同様に**各人の生活の本拠をいう。**
- ・ 住所の認定は、**客観的居住の事実を基礎とし、これに居住者の主観的居住意思を総合して決定することとされている。**
- ・ **転入・転居の届出にあたっては、住所を含め住民基本台帳の正確性を確保するため、対面による本人確認とともに、その者の客観的居住の事実と主観的居住意思について、市町村の職員が厳格に確認することが必要とされており、届出内容に疑義がある場合には、市町村長による調査を行うこととされている。**

◎民法（明治29年法律第89号）（抄）

（住所）

第二十二條 各人の生活の本拠をその者の住所とする。

◎地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第十條 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

② （略）

◎住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（抄）

（住民の住所に関する法令の規定の解釈）

第四條 住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十條第一項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。

（調査）

第三十四條 市町村長は、定期に、第七條及び第三十條の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七條及び第三十條の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。

3・4 （略）

◎住民基本台帳事務処理要領 第1 総説 3 住所の意義および認定（抄）

住民基本台帳法上の住民の住所は、地方自治法第10条の住民としての住所と同一であり、各人の生活の本拠をいうものである（法第4条）。

住所の認定にあたっては、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定する。住所の認定に疑義または争いがあるときは、事実の調査を行い、関係市町村とも協議のうえ、その真実の発見に努めるものとする。なお、認定しがたいときは、法第31条の規定による助言または勧告を求めることができる。この場合において、他の市町村長と意見を異にし、その協議がととのわないときは、法第33条の規定による決定を求める旨を申し出るものとする。

◎昭和23年12月18日最高裁判決（要旨）

上告人は、今日のような複雑な社会においては住所が二ヶ所以上あっても差し支えない旨主張するけれども、若し論旨のように一人で二ヶ所に住所を有することができるものと解すれば、同一人が二ヶ町村で選挙権を行使し、或は同一町村で二つの選挙権を行使しうる結果となり、かかる結果は町村制の認めないところであって、選挙に関しては住所は一ヶ所に限定されるものと解すべきである。

◎昭和24年4月15日福岡高裁判決（要旨）

一定の場所が或人の生活の本拠であるかどうかの客観的事実が、その人の住所がその場所に存するかどうかを決定するのであって、その人がその場所に住所をおく意思を有するかどうかは、住所の存否を決するについての独立的要素をなすものではない。住所意思がなくても住所の設定を認めることができる。もっとも住所意思もまた生活の本拠を決定する標準の一つとして考慮に入れられるべきものではあるが、この場合、その住所意思を実現する客観的事実が形成されておらなければならない。

転入届・転居届の届出時に審査している事項②

- 転入届は、これが受理され、当該市区町村の住民基本台帳に記載されることで、選挙、税、福祉、印鑑登録など、住民としての様々な権利義務の発生根拠及びマイナンバーカードと電子証明書の発行の基礎となるものであり、**市区町村の窓口において届出を受理する際には、当該市区町村の区域内に現に存在していること及び居住する意思を確認するため、主に以下の点について審査を行っている。**

確認項目		市区町村で実施している主な確認内容
(1)	居住実態などの事実関係	<ul style="list-style-type: none"> 転入先住所については、固定資産台帳や住宅地図等で所在の確認を行う。 方書がある場合は、その方書が正当であるか否かを管理会社、不動産会社等に確認したり、既存の住民票や市区町村独自で作成している方書リスト等で確認する。
(2)	本人の実在性	<ul style="list-style-type: none"> 現に届出の任に当たっている者に対し、本人であるかどうか確認をするため、書類の提示若しくは提出又は説明を求める。 現に届出の任に当たっている者が届出人の代理人又は使者であるときは、届出の任に当たっている者に対し、届出者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任に当たるものであることを明らかにする書類の提示若しくは提出又は説明を求める。この場合、以下の方法によりその権限を明らかにする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 現に届出の任に当たっている者が法定代理人の場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示し、又は提出する方法 ② 現に届出の任に当たっている者が法定代理人以外の者である場合には、委任状を提出する方法 ③ ①②の書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合には、届出をする者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任に当たるものであることを説明する書類を提示し、又は提出させる。その他の市町村長が①②に準ずるものとして適当と認める方法 ①～③に加え、必要に応じ、届出者本人に係る本人確認書類の提示又は提出を求めることができる。
(3)	届出事実の信憑性	<ul style="list-style-type: none"> 既存世帯に転入する場合は、戸籍等により続柄を確認。 戸籍で確認できない続柄や、異動日等に疑義がある場合には、適宜、届出者に対し、聴聞による確認等を行う。

住民基本台帳の情報を基に行われている主な行政事務

- 住所を含め、**住民基本台帳の情報は、選挙や税を含む各種行政事務の基礎**となっている。

行政事務	住民基本台帳の情報の利用例
マイナンバーカード	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者等に対し、個人番号カードを交付する（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項）。
選挙	<ul style="list-style-type: none"> 当該市町村の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民で、住民基本台帳に引き続き3ヵ月以上記録されている者について、登録日に選挙人名簿に登録する（公職選挙法第21条第1項）。
住民税	<ul style="list-style-type: none"> 市町村（道府県）内に住所を有する個人には、個人住民税が課される（地方税法第24条第1項第1号及び第294条第1項第1号）。 個人住民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日（同法第39条及び第318条）とされており、当該区域内に住所を有するかなど、納税義務の有無に関する事実の確認は、すべて1月1日の現況において行われる。
国民年金	<ul style="list-style-type: none"> 20歳以上60歳未満の者は、日本国内に住所を有するに至ったとき等に第1号被保険者の資格を取得し（国民年金法第8条）、日本国内に住所を有しなくなったとき等に第1号被保険者の資格を喪失する（同法第9条）。 第3号被保険者を除く被保険者は、資格の取得及び喪失又は種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない（同法第12条第1項）。
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の区域内に住所を有する者（国民健康保険法第6条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、国民健康保険の被保険者（同法第5条第1項）とされ、都道府県の区域内に住所を有するに至った日等からその資格を取得し（同法第7条）、都道府県の区域内に住所を有しなくなった日の翌日等からその資格を喪失する（同法第8条）。 世帯主は、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない（同法第9条第1項）。
学齢簿	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒について、学齢簿を編製しなければならない（学校教育法施行令第1条第1項）。学齢簿の編製は、市町村の住民基本台帳に基づいて行われる（同条第2項）。
児童手当	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当は、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学等により日本国内に住所を有しないもの）を監護し、かつ、これと生計を同じくする父母等であって、日本国内に住所を有するもの等（別途所得要件あり。）に支給する（児童手当法第4条）。 児童手当の支給要件に該当する一般受給資格者は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長の認定を受けなければならない（同法第7条第1項）。
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長は、法令で定める疫病について、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない（予防接種法第5条第1項）。
生活保護	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対し、保護を決定し、かつ、実施しなければならない（生活保護法第19条第1項）。

転入・転居に併せて行うマイナンバーカード関連事務について

- 転入・転居に伴い、マイナンバーカードや電子証明書についても、市町村窓口で以下の手順を行うこととされている。**転入・転居に伴う手順をオンラインで完結させるためには、転入届・転居届に加えて、マイナンバーカードや電子証明書に係る手順をオンラインで行えるかという観点からも、整理が必要。**

- (1) カードの券面変更 (2) ICチップの住所情報の書き換え (3) 署名用電子証明書の再発行

(1) カードの券面変更

追記欄に新しい住所を追記する

(2) ICチップの住所情報の書き換え

ICチップに券面と同じ情報（氏名、住所、性別、生年月日等）が記録されており、住所情報を書き換える

(3) 署名用電子証明書の再発行

署名用電子証明書には、氏名、住所、性別、生年月日等が記録されており、転入・転居により住所が変わると署名用電子証明書は失効する。そのため、転入・転居後の住所が記録された新たな署名用電子証明書を発行する。

署名用電子証明書のイメージ

※転入・転居で住所が変わると失効する

氏名	霞 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

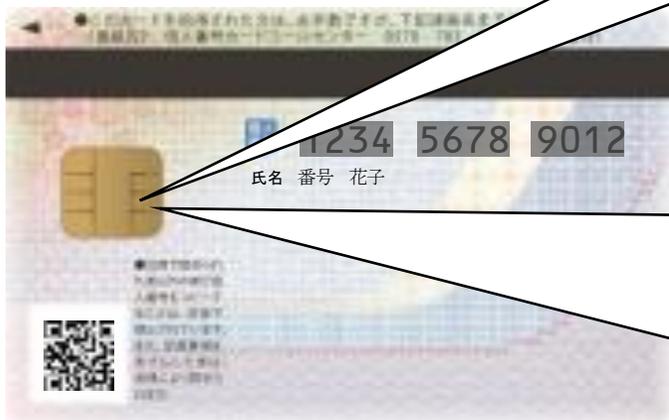
署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

※転入・転居では失効しない

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用公開鍵



転入届・転居届のオンライン化にあたっての課題

- 「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会報告書」（令和3年12月28日）では、**転入届・転居届のオンライン化に関し、以下のような課題が挙げられている。**
- 市町村が、住民が窓口に来庁する際と同等の蓋然性をもって、住民の居住実態を確実に確認する必要があることについて
 - オンラインの手続は、対面手続と異なり、海外を含む遠隔地からも行うことが可能である上、通信の高度な匿名化等が行われると、手続を行う者やその者の所在の特定が困難であるなど、特有のリスクがあるため、こうしたオンライン手続特有のリスクを勘案し、実際には居住実態がないにも関わらず、届出ができてしまうような事態が生じることのないよう、**居住実態を確実に確認し、手続の実効性を確保する必要**
 - 居住実態の疎明資料を第三者から電子的に情報を受け付けられるようにするための制度的・技術的基盤をどのように整備するか、郵送や機器整備等のコストはどうか、オンラインのみで手続が完結しなくてもよいか、**転入者・転居者の手続負担はどうか、市町村の事務負担はどうか、**といった点について、窓口での手続とのバランスも踏まえつつ、**併せて考える必要**
 - **住所を含め住民基本台帳の正確性を確保するため、市町村長による調査を行うこととされている点（住基法第34条）にも留意が必要**
- マイナンバーカードの券面及び電子証明書の書き換えの取扱いについて
 - **書き換え時に対面で厳格な本人確認をしていることをもって、マイナンバーカード及び電子証明書の信頼性が確保されていることに十分留意**するとともに、電子証明書の書き換えに係るセキュリティ対策も考慮の上、検討を深める必要
- その他の制度との関係について
 - 住所異動の手続の際には、一般的に、国民健康保険や福祉医療関係の手続なども併せて行われているところ、住所異動の手続全体の利便性向上や効率化も視野に、また、ベース・レジストリの整備状況なども踏まえ、検討を深める必要

マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策（その② 転入・転居手続のオンライン化）

- 転入・転居手続のオンライン化については、今後、以下のような論点について検討・整理していくことが考えられるのではないか。

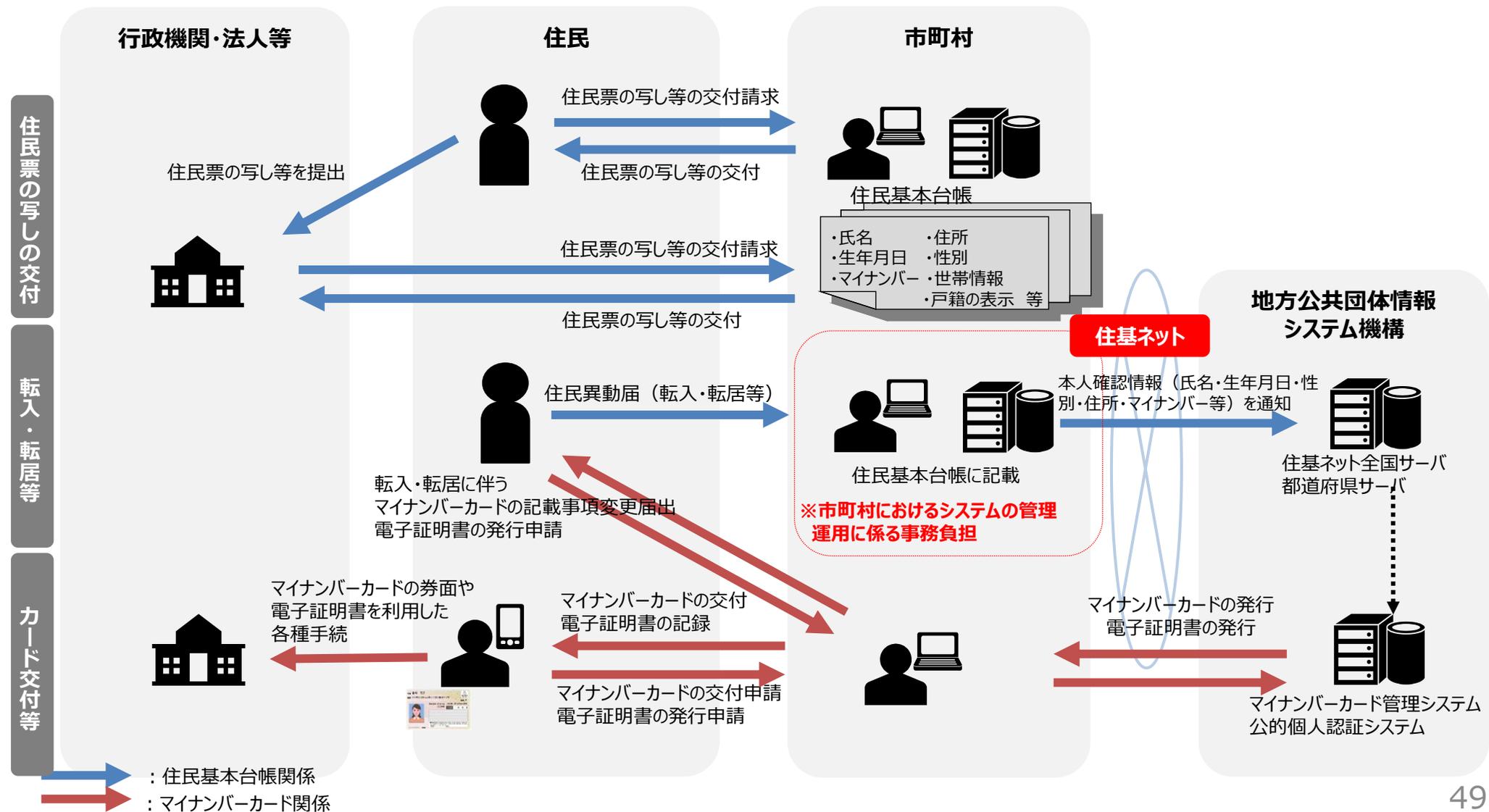
論点

- 住民基本台帳は、転入・転居時の対面による本人確認や居住実態の確認を前提に、居住関係を公証し、居住実態を選挙や税、各種給付などの行政事務に反映させるものであることを踏まえると、転入届・転居届のオンライン化についてどのような課題が考えられるか。
- 転入・転居時のマイナンバーカードや電子証明書の書き換えについて、対面で本人確認をしていることをもって、カードや電子証明書の信頼性が確保されていることを踏まえると、手続のオンライン化についてどのような課題が考えられるか。
- 上記の点について、諸外国ではどのように取り扱われているか。
- 上記を踏まえ、住民の利便性向上と市町村の事務負担軽減の観点から、どのような方策が考えられるか。

1. 「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」における議論の状況
2. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連制度の概要
3. **住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策**
 - (1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策
 - (2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策
 - (3) **住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策**
4. 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策
5. ワーキンググループの進め方（案）

住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

- 住基ネットに関して、**市町村ではコミュニケーションサーバ（CS）を設置しているが、CSの管理運用に係る事務負担軽減方策**を検討してはどうか。



CSの管理運用に係る負担軽減に関する提案

- 今後、自治体情報システムの標準化により、**住民記録システムの多くがガバメントクラウド上に移行することも踏まえ、市町村職員の負担軽減の観点から、CSの運用管理の見直しを検討すべきとの提案がなされている。**

令和6年地方分権改革に関する提案募集における提案（抜粋）

【団体】

茅ヶ崎市、福島県

【具体的な支障事例】

CSのソフトウェア等の改修作業については、委託事業者が現地で行い、作業に対応する職員の業務負担及び運用に伴う保守管理の費用等の負担が大きい。当市では法改正を見込んだ保守契約を結んでおり、作業時間としてCSは一度に数時間、統合端末は1機30分程度の作業を端末分要している。改修作業については、業務に影響があるため閉庁日などの対応となっている。また年間1回の改修作業及び保守に係る費用は600万円程度、更に改修を要した場合、追加費用が必要となっている。加えて全自治体が同時期に改修作業を行っているため、委託先との作業の日程調整に苦慮し、迅速な作業を行うことができない状況にある。

【団体】

函館市、旭川市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、相模原市、名古屋市、半田市、寝屋川市、朝来市、宇和島市、砥部町、大牟田市、熊本市

【具体的な支障事例】

当市においても、**最新の業務アプリケーションの適用にあたっては窓口業務に支障が無いよう、閉庁日に委託業者が市役所庁舎や出先施設等の現地で作業を行っており、職員も作業立会のため休日出勤を強いられている。また、作業日も委託業者が同時期に多数の自治体を請け負うため毎回日程調整が難航し、時には閉庁日の午後～夜間に作業を行っている。更に、CSがオンプレミス環境にあるまま基幹業務が標準化されガバメントクラウド上で稼働した場合、クラウド環境の住基システム等とオンプレミス環境のCS間で通信が必要となる。CSをガバメントクラウド上で稼働させることで保守等の効率化・費用の低減、通信の効率化を図ることができると考える。**

自治体情報システムの標準化の概要

これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

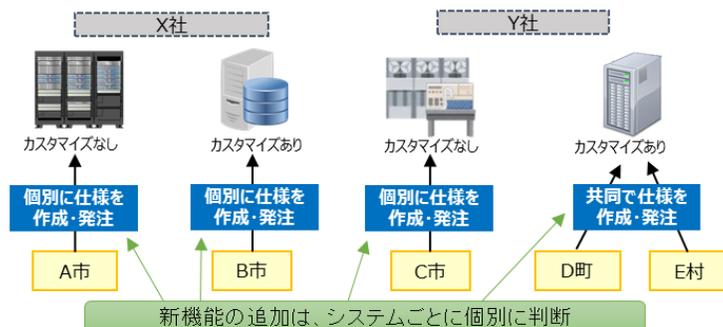
※ 2.0業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

目標・成果イメージ

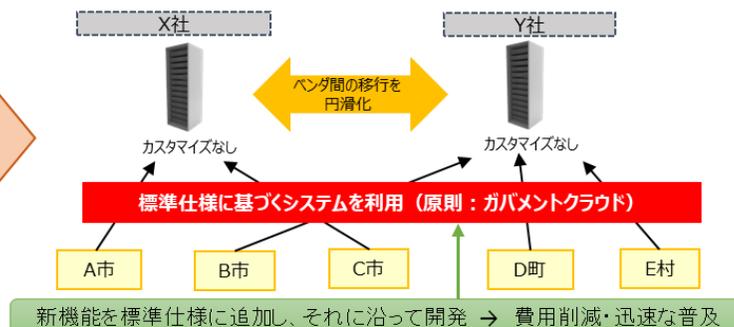
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 原則、令和7年度(2025年度)までに、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】

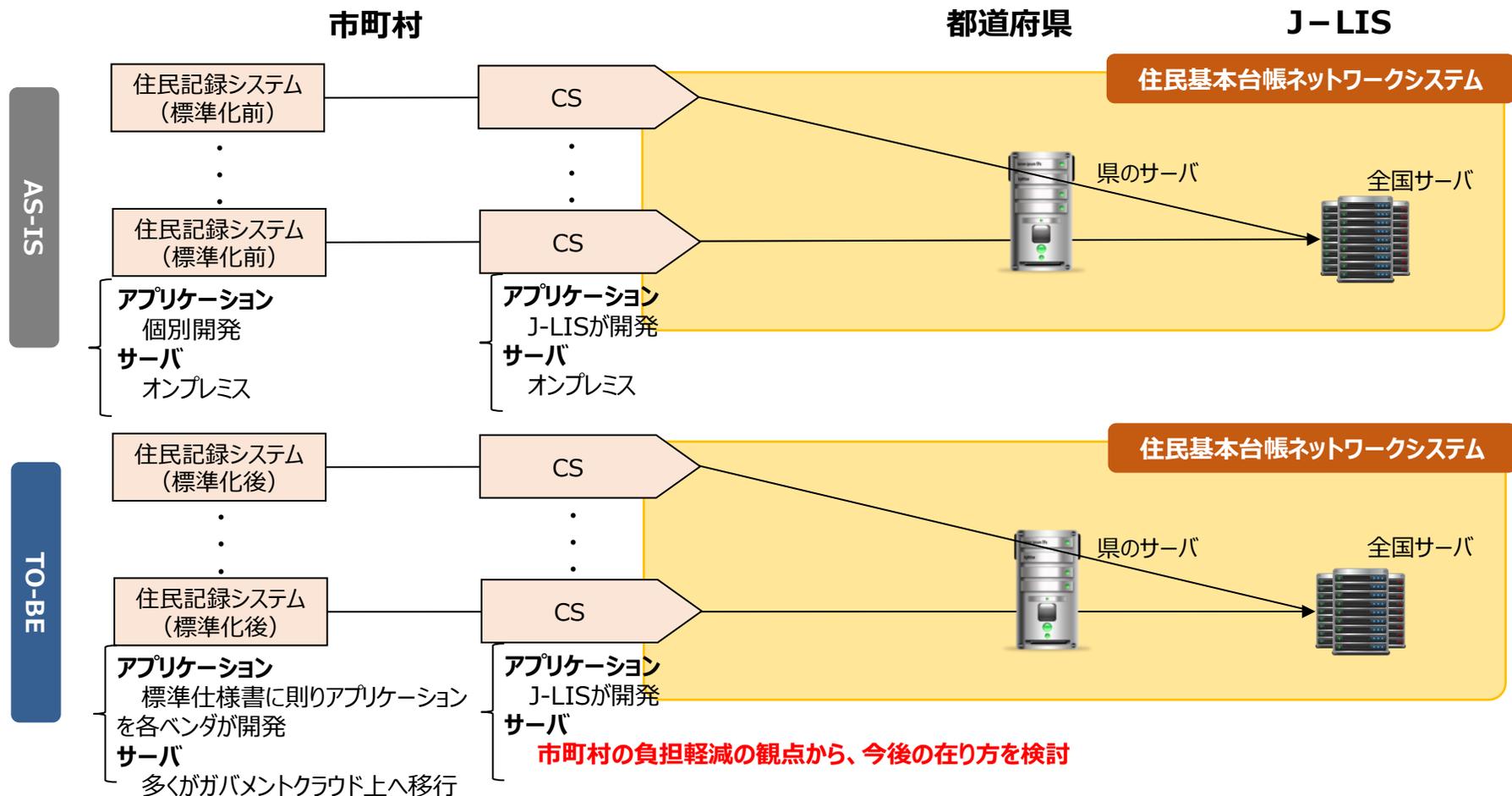


【標準化後】



住基ネット再構築・CS更改のスケジュール（現時点の想定）

- 自治体情報システムの標準化により、**住民記録システムの多くがガバメントクラウド上に移行することを踏まえ、CSの管理運用に係る市町村の負担軽減方策を具体的に検討する必要がある**（令和12年頃にCSの更改が想定される）。



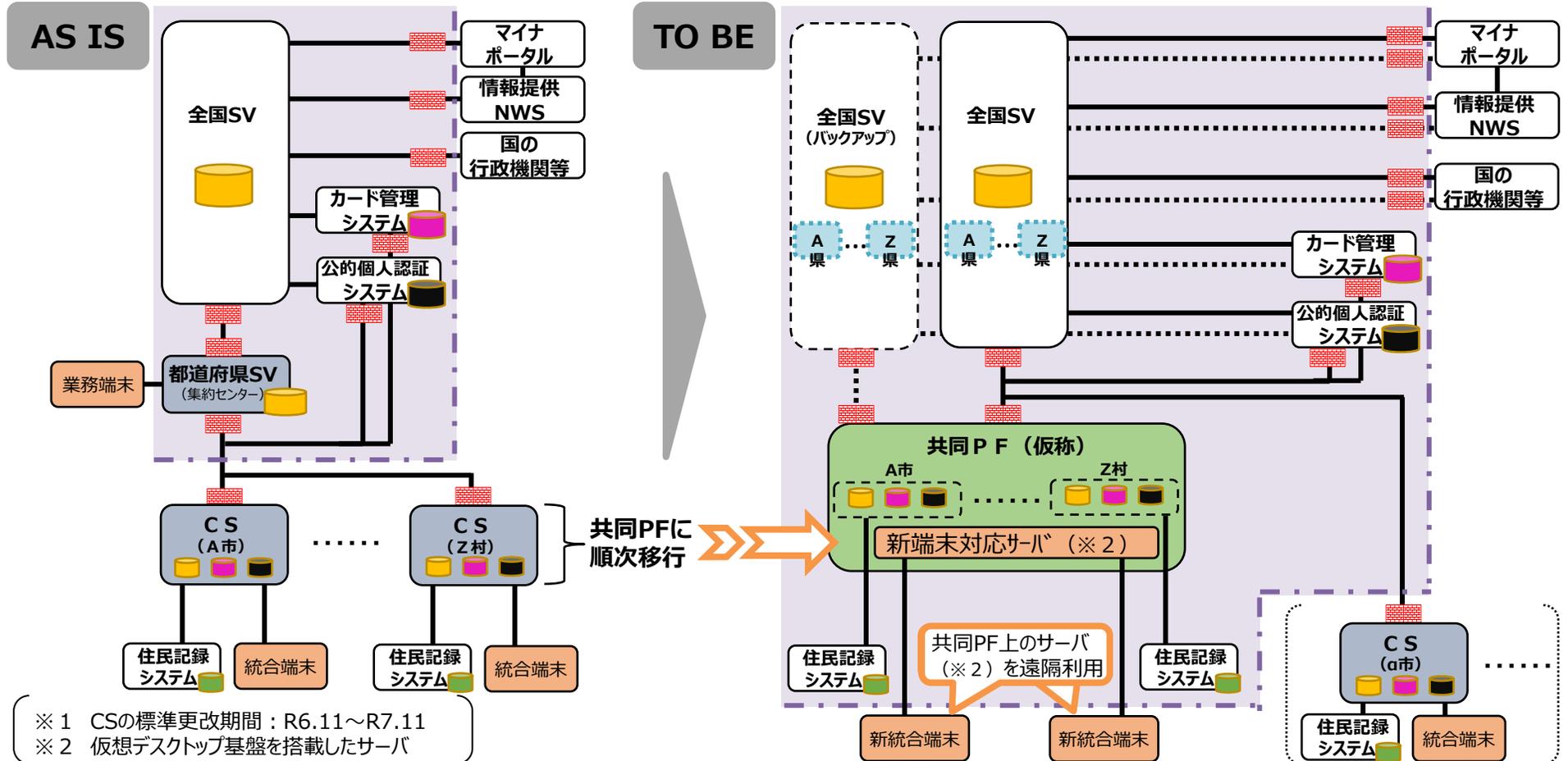
論点

- 市町村におけるCSの管理運用等に関して、具体的にどの程度の業務負担が生じているか。
- 具体的な負担軽減方策として、費用対効果を勘案した上で、どのようなシステム上の対応が考えられるか。

デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会 報告書 (令和3年12月28日)

(参考資料「住基ネットのネットワーク構成の検討の方向性」抜粋)

- **CS** (※1) は、現在の役割・機能を実装した**共同プラットフォーム** (仮称) に**順次移行**
- **全国SV**に**都道府県SV**の役割・機能を実装するとともに、**全国SV**を**冗長化**
- 具体のシステム構成等については、ガバメントクラウドが実装する機能なども踏まえつつ、検討を深める



【凡例】

- 本人確認情報
- 住民記録情報
- カード管理情報
- 電子証明書情報
- 住基ネット独自のファイアウォール機能

1. 「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」における議論の状況
2. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連制度の概要
3. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策
 - (1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策
 - (2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策
 - (3) 住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策
4. **都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策**
5. ワーキンググループの進め方（案）

都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策について

- 近年、これまでは通常市町村が行っていた事務であっても、都道府県が自ら事務を行うような事例（給付金事務等）が出てきており、今後も、**都道府県が対住民サービスを行うため住民情報を取り扱う場面が増加することが想定される。**
- 一方で、都道府県は住民基本台帳を備えていないことから、**都道府県が必要とする住民情報を円滑に取得・活用できるようにする必要がある。**

(例) 東京都「018サポート事業」

今年も継続決定! 令和6年度に転入・出生した方は新たに申請が必要です!

東京に住む
0歳から18歳までの
子供たちへ

年間最大
60,000円
を支給します

親子のマイナンバーカードを
スマホにかざすことで
簡単・便利に申請
できます!

東京都の子供・子育て支援 **018** ゼロイチハチ サポート

令和6年7月15日(月) までに申請 8月支給開始	令和6年11月15日(金) までに申請 12月支給開始	令和7年3月15日(土) までに申請 4月支給開始
---------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------

都内在住の0歳から18歳までの子供を対象に月額5,000円を支給します
令和6年度の支給時期は8月、12月、4月の3回を予定しています

※令和5年度分の申請は、令和7年3月15日まで受け付けます。

スマホでカンタン! 申請方法は中巻をご覧ください

目が不自由な方のための音声ガイド

(例) 大阪府「子どもたちへのお米・食料品配付事業」

子どもたちへのお米・食料品配付 (第3弾) 申請受付開始 フリック①

◆物価高騰の影響が長期化する中、家計に占める食費の割合が大きい子育て世帯において、その影響を強く受けている状況を踏まえ、大阪府の全ての子どもたちに米または食料品を給付。

◆**令和6年6月3日(月)9時00分** から第3弾の申請受付開始。

(1) 対象者
申請日において大阪府内にお住まいの
平成18年4月2日以後に生まれた子どもまたは妊娠している方 (対象者数:約137万人)

(2) 給付物品
税込5,000円相当(送料を含む。)の以下①②のいずれかを対象者が選択
①お米PAYおおさか(お米クーポン) ②お米または食料品

(3) 申請受付期間
令和6年6月3日(月)9時00分から9月2日(月)23時59分まで

(4) 給付物品の申込期限
令和6年10月31日(木)まで

今回、令和6年能登半島地震で被災された石川県と連携し、食料品に石川県産のお米や食料品を追加(51品目)

本事業に関するお問い合わせ:大阪府子ども食費支援事業コールセンター
TEL:0120-479-208 【開設時間】9時00分から18時00分まで(日祝日を除く。)
<申請期間終了後は平日のみ>

子どもたちへのお米・食料品配付 (第3弾) 給付物品について フリック②

◆給付決定後、「お米クーポン」又は「お米又は食料品」のいずれかを選択。
◆今回は、被災地を応援するため、石川県と連携し石川県産(お米や食料品)を追加。

①お米PAYおおさか(お米クーポン)
スマホに5,000ポイントをチャージし、お米クーポン取扱店舗でお米を購入していただけます。

【取扱店舗例】府内約2,300店舗
スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、個人米穀店等

②お米または食料品
食料品選択ページからご希望の食料品を選択いただくと、自宅へ直送されます。

【食料品の一例】約460品目
あきたこまち10kg 缶詰 インスタント食品 油セット

【石川県産品の一例】
(石川県産シホのり) (金沢カレー) (のどろ茶漬) (銀葉お加工)

※石川県産品は51品目を予定

論点

- 都道府県が自ら対住民サービスを行った事例では、どのように住民情報を取得・活用していたか。また、住民基本台帳を備えていないことにより、どのような支障が生じていたか。
- 上記を踏まえた上で、都道府県が必要とする住民情報を円滑に取得・活用できるようにするための方策として、どのようなものが考えられるか。

1. 「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」における議論の状況
2. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連制度の概要
3. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策
 - (1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策
 - (2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策
 - (3) 住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策
4. 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策
5. **ワーキンググループの進め方（案）**

ワーキンググループの進め方（案）

第1回
4/8（火）

キックオフ

- ワーキンググループにおける検討項目、今後の進め方
- フリーディスカッション

第2回
5/9（金）

検討項目 1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策
(1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策
(2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策
(3) 住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

- 各検討項目に係る事務の現状・課題について、市町村にヒアリング
- 事務局から各検討項目に係る現状・課題を説明

第3回
5/19（月）

検討項目 1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策
(3) 住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策（続き）
2. 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策

- 各検討項目に係る事務の現状・課題について、都道府県にヒアリング
- 事務局から各検討項目に係る現状・課題を説明

第4回
6/26（木）

中間とりまとめ（案）

- 第3回までの議論を踏まえ、7月以降の検討の方向性について、中間とりまとめ

7月以降、月1回程度開催し、中間とりまとめに沿って議論を深掘り。年末を目途に最終とりまとめを行う。